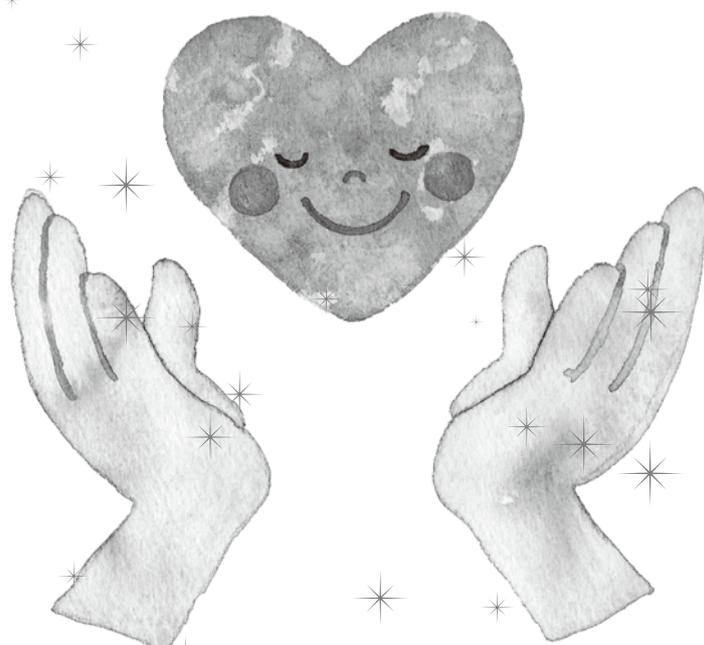


# 大郷町 いのち支える 自殺対策行動計画

つながり 支え合い 活かし合う いのち輝く大郷町



2019年3月  
宮城県大郷町



## はじめに

我が国の自殺者数は、1998（平成 10）年以降、3 万人を超える状態が長く続いていました。この状況下で、2006（平成 18）年 10 月に自殺対策基本法が施行されて以降、我が国の自殺対策は大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。

自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として年間 2 万人を超え、世界的にみても自殺死亡率は先進 7 か国の中で最も高く、決して楽観できる状況にはありません。



こうした中で、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、2016（平成 28）年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的支援」として実施されるべきことが基本理念として明記され、すべての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

本町では、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年の間に、様々な生活上の問題によって、17 人の尊いのちを自殺で亡くしており、自殺対策の強化・推進が急がれます。このことから、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、希望や生きがいを持って暮らすことができるよう、2019（平成 31）年度から 8 年間の計画期間とする「大郷町のち支える自殺対策行動計画」を策定いたしました。

自殺対策は「生きることの包括的支援」であり、それは地域づくりそのものです。本計画では「つながり 支え合い 活かし合う いのち輝く大郷町」を基本理念とし、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指して、自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に展開してまいりますので、町民の皆様や自殺対策に取り組む様々な団体の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導を賜りました「大郷町健康づくり推進協議会」委員の皆様、自殺対策関係団体の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月  
大郷町長 田中 学

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の推進期間	2
4	計画の数値目標	3
5	用語の使用等	3

## 第2章 大郷町における自殺の現状と課題

1	大郷町における自殺の特徴（6つのポイント）	4
	(1) 自殺者数は平均 3.4 人/年、自殺死亡率は高水準で推移	5
	(2) 男性は自殺者の年齢幅が広く、中高年と高齢者の自殺死亡率が高い	6
	(3) 自殺者の8割以上に同居人あり	6
	(4) 自殺者の半数以上が無職者、有職者の自殺は「自営業・家族従業者」に多い	7
	(5) 「健康問題」を動機とした自殺が最多だが、複数の問題が絡み合っている	7
	(6) 3人に2人が自殺未遂歴なし	9
2	支援が優先されるべき対象群	10

## 第3章 自殺対策の基本方針

1	自殺対策の基本認識	11
2	基本理念	11
3	基本方針	12
	(1) 「生きることの包括的な支援」として推進する	12
	(2) 関係施策および関係機関との有機的な連携により、総合的な取り組みを推進する	13
	(3) 対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させる	13
	(4) 実践的な取り組みと自殺対策の普及・啓発を両輪で推進する	15
	(5) 関係機関および関係者の役割を明確化し、連携と協働のもとに推進する	15

## 第4章 自殺対策の具体的な取り組み

1	地域レベルの実践的な取り組みのためのネットワークの構築・強化	16
2	一人ひとりの気づきと見守りを促す普及啓発	17
3	自殺対策を支える人材の育成	18
4	地域全体の自殺リスクを低下させる支援と対策	20
5	子ども・若者・子育て世代に対する支援と対策	23
6	失業者・無職者、生活困窮者に対する支援と対策	27
7	高齢者に対する支援と対策	29

## 第5章 自殺対策の推進体制

1	推進体制	32
2	進行管理	32
3	計画の周知	32

## 第6章 参考資料

1	生きる支援一覧	33
2	自殺対策基本法（2016（平成28）年4月1日改正）	49
3	自殺総合対策大綱（概要）	54
4	大郷町地域保健福祉推進委員会設置要綱	55
5	大郷町健康づくり推進協議会規則	56

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、1998（平成10）年に急増し年間3万人を超えて以降、14年連続して3万人前後の状態が続いていました<sup>1</sup>。2006（平成18）年の自殺対策基本法の施行により、様々な自殺対策に関する施策が展開され、自殺者数は減少傾向にあるものの、現在も年間2万人以上が自殺に追い込まれる状況です。

自殺は、精神保健上の問題だけではなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が複雑化・複合化し、その問題が最も深刻となった時に起きると言われます。このため、自殺対策は、保健・医療・福祉に限らず、教育や労働等の関連施策との有機的な連携による「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

自殺対策基本法では、自殺対策の目的を「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とし、すべての人がかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

本町では、2013（平成25）年から2017（平成29）年にかけて17人の尊いいのちを喪っており、自殺対策の一層の強化を図っていく必要があります。本町における自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために「大郷町いのち支える自殺対策行動計画」を策定し、関係機関、民間支援団体、企業、地域社会等が一体となって、自殺対策を「生きることの包括的支援」として推進し、誰も自殺に追い込まれることのない大郷町を目指します。

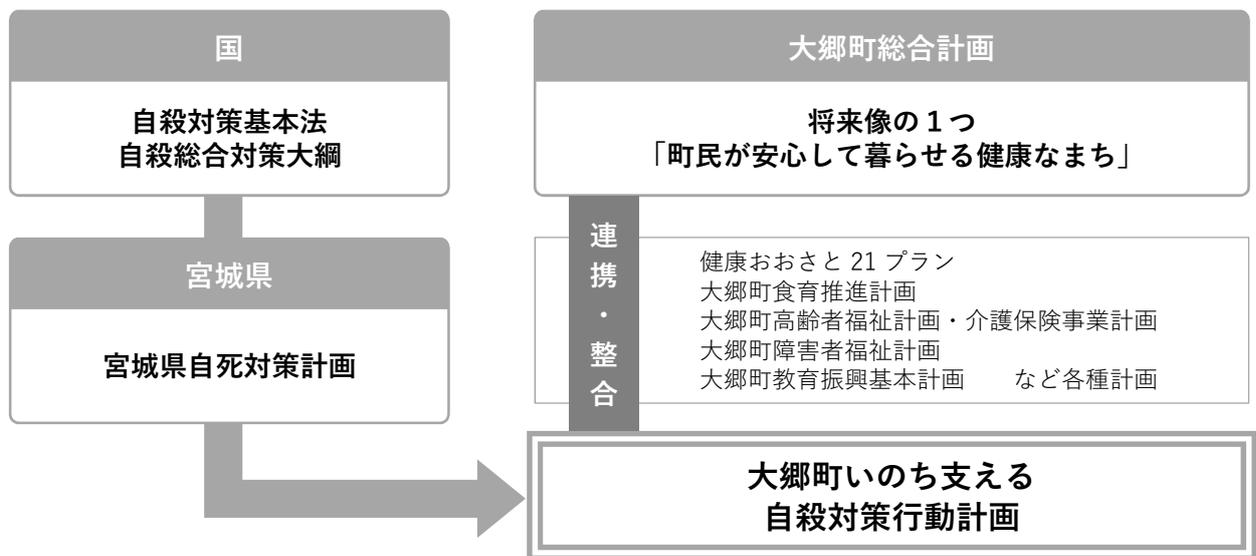
---

<sup>1</sup> 警察庁「自殺統計」より出典。自殺者数は、2010（平成22）年以降から減少傾向に転じ、2015（平成27）年には平成10年の自殺者数急増前以来の水準となっている。

## 2 計画の位置づけ

- ◆ 自殺対策基本法第13条第2項に規定された「市町村自殺対策計画」であり、「自殺総合対策大綱<sup>2</sup>」の方針を踏まえたものです。
- ◆ 「大郷町総合計画」における4つの将来像のうち、「町民が安心して暮らせる健康なまち」の実現との整合を図ります。
- ◆ 「第2期健康おおさと21プラン」の「心の健康に関する取り組み」との整合を図ります。
- ◆ その他、関係する各種計画・事業との整合を図り、連携をもって推進します。

図1 本計画の位置づけ



## 3 計画の推進期間

国は自殺総合対策大綱の見直しを概ね5年を目途に行うとして、自殺対策の数値目標を2026（平成38）年までに達成することを目指しています。

県では「宮城県自死対策計画」の計画期間を2018（平成30）年度から2026（平成38）年度までとし、中間年度のほか必要に応じた見直しを行うとしています。

これらのことから、本計画は2019（平成31）年度から2026（平成38）年度の8年間とし、2022（平成34）年度の中間評価のほか、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜必要な見直しを行うこととします。なお、中間評価においては住民の意識醸成の程度を確認するため、アンケート調査を実施します。

<sup>2</sup> 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。2016（平成28）年改正の自殺対策基本法の趣旨や自殺実態を踏まえ、2017（平成29）年7月に閣議決定された。

## 4 計画の数値目標

国が推進する自殺対策の数値目標は、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026（平成38）年度までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比較し、30%以上減少させることとしており、県も同様に目標設定をしています。

しかしながら、本町においてはすべての町民のいのちを守るため、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進め、2026（平成38）年度までに自殺者ゼロを目指します。

## 5 用語の使用等

### (1) 「自殺」と「自死」の使い分けについて

本計画においては、「自殺」と「自死」の用語の使い分けについて、以下のとおり対応します。

「自殺」：法律等の名称、法律や統計資料の中で用いられる用語を引用する場合 「自死」：遺族に関する表現の場合
--

### (2) 「自殺死亡率」について

自殺死亡率とは、10万人当たりの自殺者の人口を表します。

本町は人口規模が小さいため、自殺者数のわずかな増減で自殺死亡率が大きく変動します。不規則変動<sup>3</sup>の影響によって数値が不安定になることから、本計画における自殺死亡率は、参考値としてご確認ください。

### (3) 施策の所掌について

今後の課設置条例等の改正により課・係の変更があった場合、本計画に掲載した施策の所掌は、新たな課・係に適切に引継ぎ対応します。

---

<sup>3</sup> 時系列データにおける周期変動のうち、傾向変動、循環変動、季節変動以外の変動のこと。

## 第2章 大郷町における自殺の現状と課題

### 1 大郷町における自殺の特徴（6つのポイント）

本町の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」<sup>4</sup>、ならびに自殺総合対策推進センター<sup>5</sup>「地域自殺実態プロファイル<sup>6</sup>（大郷町）」を基に分析を行い、次の特徴を確認しました。

- (1) 自殺者数は平均 3.4 人/年、自殺死亡率は高水準で推移
- (2) 男性は自殺者の年齢幅が広く、中高年と高齢者の自殺死亡率が高い
- (3) 自殺者の8割以上に同居人あり
- (4) 自殺者の半数以上が無職者、有職者の自殺は「自営業・家族従業者」に多い
- (5) 「健康問題」を動機とした自殺が最多だが、複数の問題が絡み合っている
- (6) 3人に2人が自殺未遂歴なし

<sup>4</sup> 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

本計画の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両者を使用している。両者の差異は以下に示す。

- 調査対象の差異：厚生労働省「人口動態統計」は、国内の日本人を対象としているが、警察庁「自殺統計」は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としている。
- 計上方法の差異：厚生労働省「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明なときは、自殺以外で処理し、死亡診断書等について作成者から自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。警察庁「自殺統計」は、捜査等により自殺と判明した時点で自殺統計原票を作成し計上している。

<sup>5</sup> 改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのさまざまな情報の提供および民間団体を含めた地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織のこと。

<sup>6</sup> 自殺総合対策推進センターが作成した、地域の自殺の実態を分析したもの。

(1) 自殺者数は平均 3.4 人/年、自殺死亡率は高水準で推移

本町では、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年の 5 年間で 17 人（平均：3.4 人/年）が自殺によって亡くなっています。性別で見ると、自殺者の約 9 割が男性となっています。

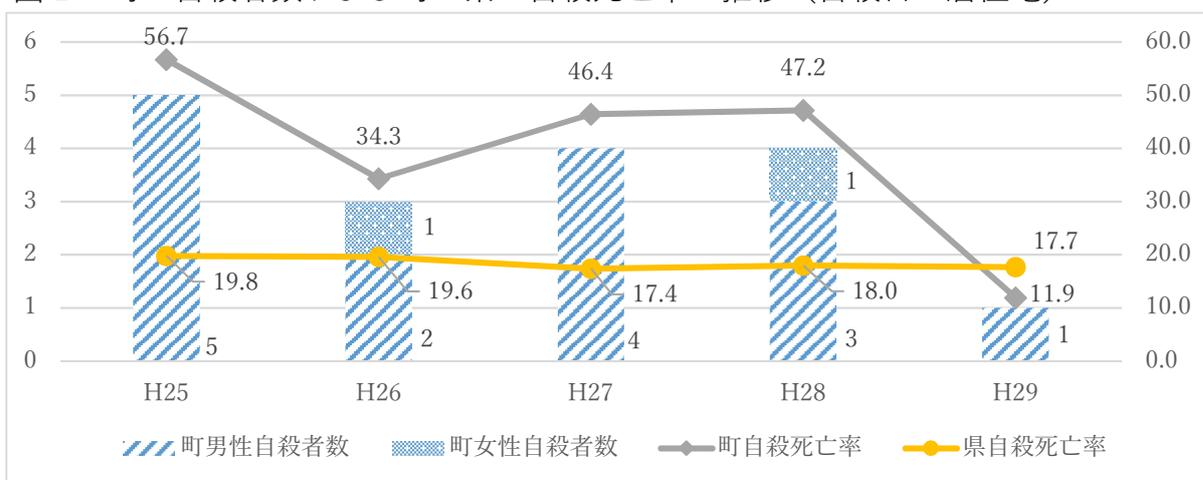
また、自殺死亡率は、年度ごとにばらつきはありますが、国・県の自殺死亡率と比較して高い状態で推移しています。

表 1 町・県・国の自殺者数および自殺死亡率の推移（自殺日・居住地）

区分	項目	H25	H26	H27	H28	H29	合計	平均
大郷町	自殺者数（人）	5	3	4	4	1	17	3.4
	自殺死亡率	56.7	34.3	46.4	47.2	11.9	—	39.5
宮城県	自殺者数（人）	458	455	404	417	412	2,146	429.2
	自殺死亡率	19.8	19.6	17.4	18.0	17.7	—	18.5
国	自殺者数（人）	26,038	24,417	23,121	20,984	21,127	115,687	23,137.4
	自殺死亡率	20.7	19.5	18.4	16.8	16.5	—	18.4

※「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に大郷町作成

図 1 町の自殺者数および町・県の自殺死亡率の推移（自殺日・居住地）



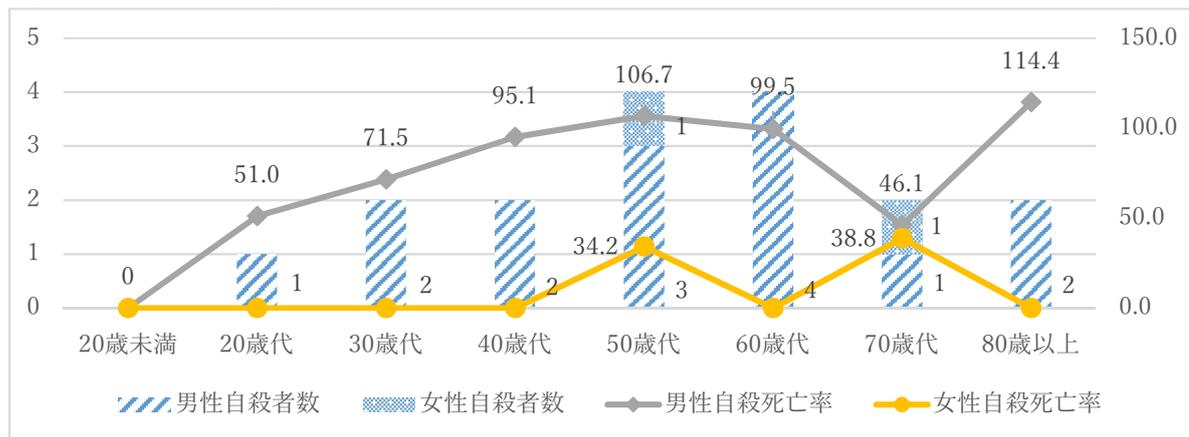
※「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に大郷町作成

**(2) 男性は自殺者の年齢幅が広く、中高年と高齢者の自殺死亡率が高い**

2013（平成25）年から2017（平成29）年の間に自殺で亡くなった人を性・年代別にみると、60歳代男性で4名おり、40歳～60歳代男性と80歳以上男性で自殺死亡率が高くなっています。

男性は20歳未満を除くすべての年代において自殺で亡くなった人がおり、女性では50歳代・70歳代と高年齢になるに従って自殺で亡くなる人がいます。

図2 町の性・年代別自殺者数（自殺日・住居地）／H25～H29 合計



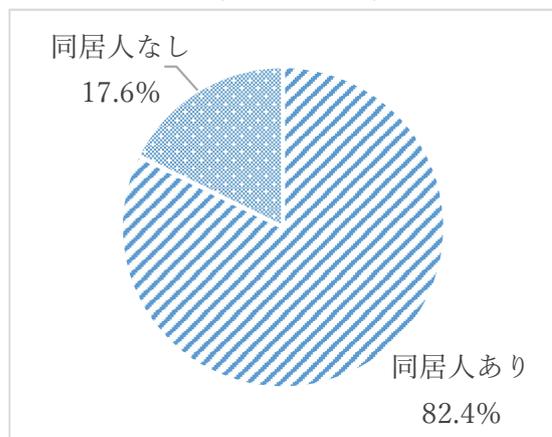
※「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）、  
「地域自殺実態プロファイル（2018）」（自殺総合対策推進センター）を基に大郷町作成

**(3) 自殺者の8割以上に同居人あり**

同居人の有無別でみると、2013（平成25）年から2017（平成29）年に自殺で亡くなった17人のうち、8割以上が「同居人あり」となっています。

無職者の割合が高くなる60歳以上に限ってみても、男性では全国と同様に「同居人あり」の状況での自殺が多くなっています。

図3 自殺者における同居人の有無  
（自殺日・住居地）／H25～H29 合計



※「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）  
を基に大郷町作成

表2 60歳以上の自殺者における同居人の有無  
（自殺日・住居地）／H25～H29 合計

性	年齢	町 (%)		全国 (%)	
		あり	なし	あり	なし
男	60歳代	37.5	12.5	17.1	10.8
	70歳代	12.5	0	15.1	6.3
	80歳以上	25.0	0	10.4	3.6
女	60歳代	0	0	9.7	3.2
	70歳代	0	12.5	9.1	3.8
	80歳以上	0	0	7.4	3.5
合計		100.0		100.0	

※「地域自殺実態プロファイル（2018）」  
（自殺総合対策推進センター）を基に大郷町作成

**(4) 自殺者の半数以上が無職者、有職者の自殺は「自営業・家族従業者」に多い**

就労の有無別で見ると、2013（平成25）年から2017（平成29）年に自殺で亡くなった17人のうち、無職者が半数以上を占めています。有職者では「自営業・家族従業者<sup>7</sup>」の割合が高く、全国との状況とは相反しています。

図4 自殺者における就労の状況  
(自殺日・住居地) / H25~H29 合計

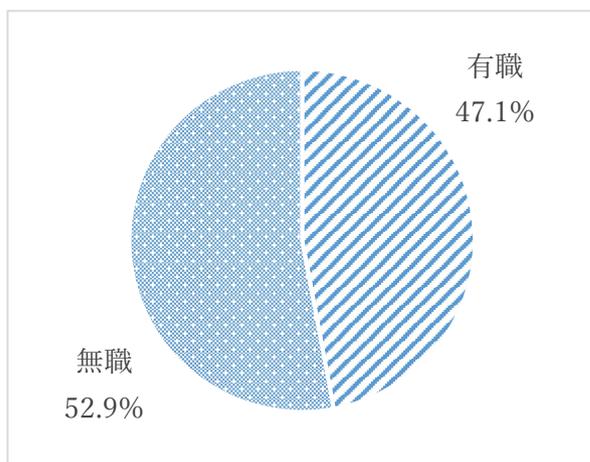


表3 有職者の自殺の内訳  
(自殺日・住居地) / H25~H29 合計

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業 家族従業者	5	62.5%	20.3%
被雇用者 勤め人	3	37.5%	79.7%
合計	8	100.0%	100.0%

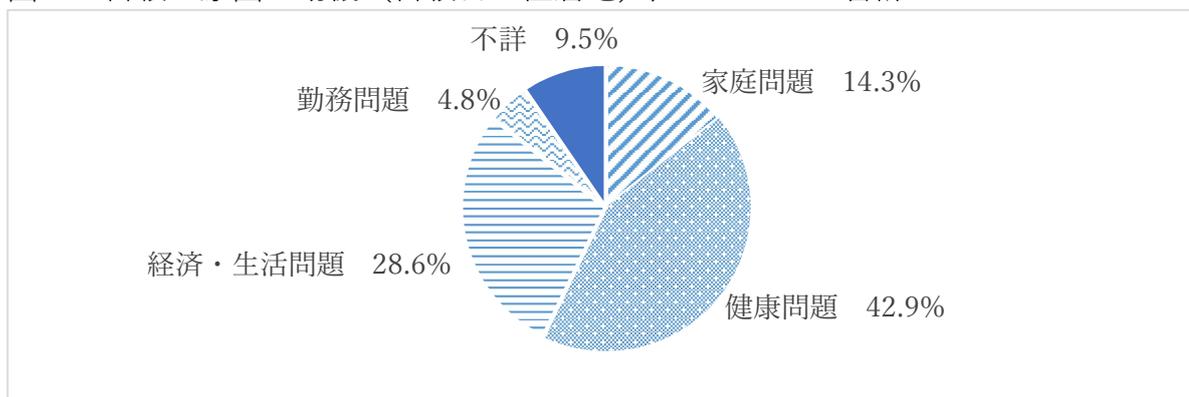
※図4・表3ともに「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に大郷町

**(5) 「健康問題」を動機とした自殺が最多だが、複数の問題が絡み合っている**

原因・動機別（複数選択可）で見ると、「健康問題<sup>8</sup>」が最も多く、次いで「経済・生活問題<sup>9</sup>」、「家庭問題<sup>10</sup>」、「勤務問題<sup>11</sup>」の順に多くなっています。

しかし、自殺に至るまでに抱えていた問題は1つではなく、重複しており、複数の問題が複雑に絡み合っており、自殺に至ると言えます。

図5 自殺の原因と動機（自殺日・住居地） / H25~H29 合計



※「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）を基に大郷町作成

<sup>7</sup> 個人事業主の家族で、その事業に従事している人。個人商店や農家等で家業を手伝っている家族のこと。

<sup>8</sup> 「病気の悩み（身体の病気）」、「病気の悩み・影響（うつ病）」、「身体障害の悩み」などが含まれる。

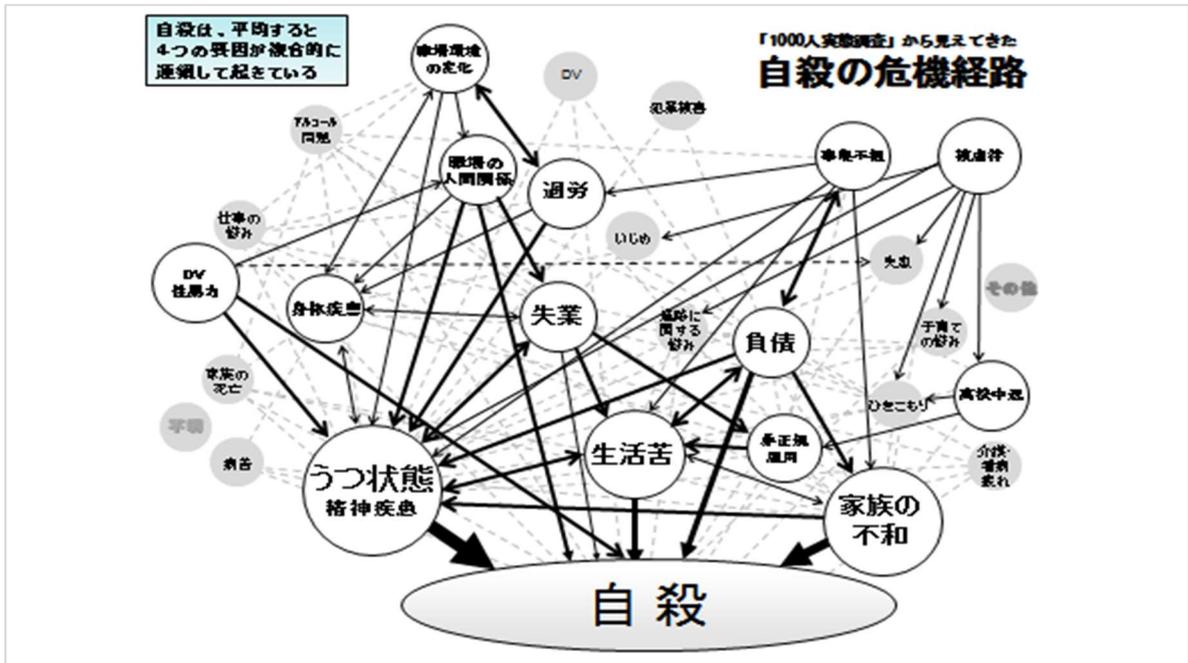
<sup>9</sup> 「生活苦」、「負債（多重債務）」、「事業不振」、「失業」などが含まれる。

<sup>10</sup> 「夫婦関係の不和」、「家族の死亡」、「家族の将来悲観」、「介護・看病疲れ」などが含まれる。

<sup>11</sup> 「仕事疲れ」、「職場の人間関係」、「仕事の失敗」などが含まれる。

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが実施した「1000人の声なき声に耳を傾ける調査（自殺実態 1000人調査）<sup>12</sup>」においても、「自殺には平均して4つの要因が複合的に連鎖して起きている」ことが分かっています。

図6 「自殺実態 1000人調査」から見てきた自殺の危機経路



※「自殺実態白書 2013」（特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク）より引用

<sup>12</sup> 2007（平成 19）年～2012（平成 24）年にかけて自死遺族に対して実施した、面接による聞き取り調査

さらに、自殺につながる危機経路をみると、「うつ状態」や「精神疾患」から自殺につながる 경우가多くあります。このことから、これらが自殺の直接的な原因と考えられやすい現状があります。しかしながら、「うつ状態」や「精神疾患」の前後には自殺に至る様々な社会的要因があり、これに対する介入が必要であると言えます。

表4 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路

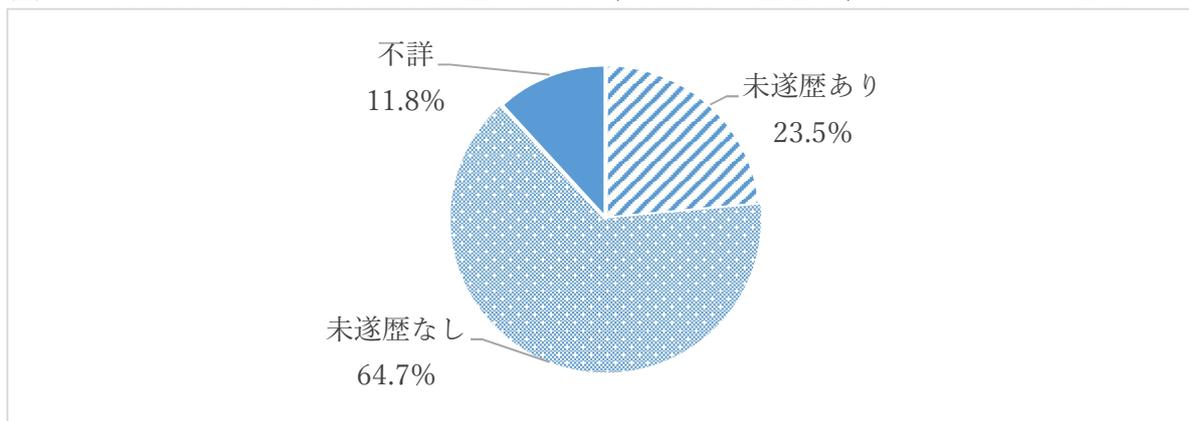
属性	自殺の危機経路（事例）
被雇用者 （労働者）	○ 配置転換→過労＋職場の人間関係→ <u>うつ状態</u> →自殺 ○ 職場のいじめ→ <u>うつ状態</u> →自殺
自営者	○ 事業不振→生活苦→多重債務→ <u>うつ状態</u> →自殺 ○ 介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患＋ <u>うつ状態</u> →自殺
失業者等	○ 身体疾患→休職→失業→生活苦→多重債務→ <u>うつ状態</u> →自殺 ○ 犯罪被害（性的暴行）→ <u>精神疾患</u> →失業＋失恋→自殺
無職者 （就業経験なし）	○ 子育ての悩み→夫婦間の不和→ <u>うつ状態</u> →自殺 ○ DV被害→ <u>うつ状態</u> ＋離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺
学生	○ いじめ→学業不振＋学内の人間関係（教師と）→自殺 ○ 家族との死別→ひきこもり→ <u>うつ状態</u> →将来生活への不安→自殺

※「自殺実態白書 2013」（特定非営利法人自殺対策支援センターライフリンク）、  
「地域自殺実態プロファイル（2018）」（自殺総合対策推進センター）を基に大郷町作成

### (6) 3人に2人が自殺未遂歴なし

自殺者における自殺未遂歴の有無別でみると、「未遂歴なし」が約3分の2を占めており、「未遂歴あり」に比較して多くなっています。

図7 自殺者における自殺未遂歴の有無（自殺日・住居地）／H25～H29 合計



※「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）、  
「地域自殺実態プロファイル（2018）」（自殺総合対策推進センター）を基に大郷町作成

## 2 支援が優先されるべき対象群

2013（平成25）年から2017（平成29）年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル（2018）」により、本町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位5区分が示されました。

自殺者数は「男性／60歳以上／無職／同居」が最も多く、次いで「男性／40～59歳／有職／同居」、「男性／20～39歳／無職／同居」となっています。男性は広い年齢層で職業の有無を問わず自殺死亡率が高くなっています。

表5 大郷町における自殺で亡くなる人の割合が高い属性（自殺日・住居地）／H25～H29 合計

順 <sup>13</sup>	区 分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺率(10万対) <sup>14</sup>
1	男性／60歳以上 無職／同居	4	23.5%	107.8
2	男性／40～59歳 有職／同居	3	17.6%	74.2
3	男性／20～39歳 無職／同居	2	11.8%	402.8
4	男性／60歳以上 有職／同居	2	11.8%	57.7
5	男性／40～59歳 無職／独居	1	5.9%	1599.0

※「地域自殺実態プロファイル（2018）」（自殺総合対策推進センター）を基に大郷町作成

また、この属性情報から、本町において推奨される重点施策として、「**高齢者**」「**生活困窮者**」「**勤務・経営**」「**子ども・若者**」「**無職者・失業者**」に対する取り組みの必要性について示されています。

<sup>13</sup> 順位は自殺者の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率に高い順としている。

<sup>14</sup> 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計している。

## 第3章 自殺対策の基本方針

### 1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱において、自殺対策に対する基本認識が示されています。本町における自殺対策は、現状と課題を踏まえ、次に掲げる3つの基本認識に基づいて取り組みを展開します。

- (1) 自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題である
- (2) 自殺の多くが「追い込まれた末の死」である
- (3) 自殺の多くが防ぐことができる社会的な問題である

#### (1) 自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺は「自分には関係がない」と考えられがちですが、実際には本人のみならず、家族や友人など、周囲の大切な人が当事者となる可能性があります。そのため、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

#### (2) 自殺の多くが「追い込まれた末の死」である

自殺の多くは、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥った「追い込まれた末の死」であることを認識する必要があります。

#### (3) 自殺の多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、相談・支援体制の整備や地域コミュニティの強化などの社会的な取り組みによって自殺を防ぐことができることを認識する必要があります。

### 2 基本理念

本町では自殺総合対策大綱における基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、自殺対策を総合的かつ横断的に推進するため、次のとおり基本理念を定めます。

つながり 支え合い 活かし合う いのち輝く大郷町

### 3 基本方針

「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本町では次の5つを自殺対策の基本方針として設定し、本計画の推進を図ります。

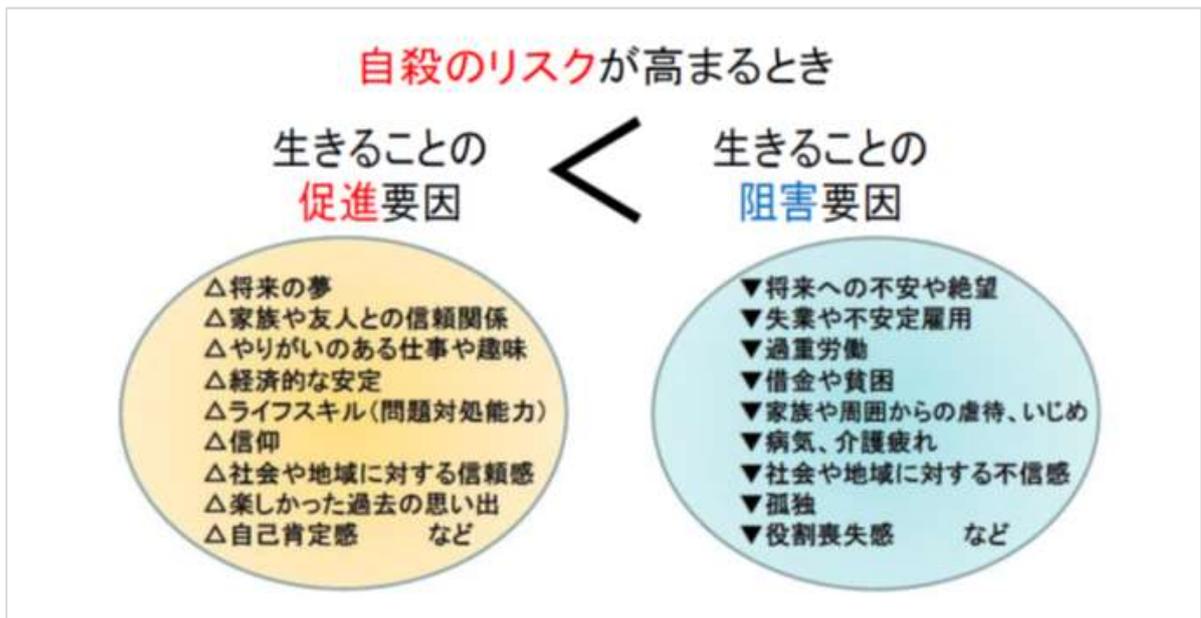
- (1) 「生きることの包括的な支援」として推進する
- (2) 関係施策および関係機関との有機的な連携により、総合的な取り組みを推進する
- (3) 対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践的な取り組みと自殺対策の普及・啓発を両輪で推進する
- (5) 関係機関および関係者の役割を明確化し、連携と協働のもとに推進する

#### (1) 「生きることの包括的な支援」として推進する

個人あるいは社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、健康問題や経済・生活問題、家庭問題等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺のリスクは高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺のリスクを低下させる方向性をもって、「生きることの包括的支援」として推進する必要があります。

図8 自殺のリスクが高まるとき



※研修資料「若者の自殺対策について」（特定非営利法人自殺対策支援センターライフリンク）より引用

**(2) 関係する施策および関係機関との有機的な連携により、総合的な取り組みを推進する**

自殺は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題のほか、地域や職場の在り方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。そのため、精神保健的な視点のみならず、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

「自殺実態 1000 人調査」によると、自殺で亡くなった人の3人に2人が亡くなる前に専門機関等へ相談を行っていたとされています。自殺に至る前に確実に必要な支援につながるができるよう、様々な分野が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが求められます。

図9 自殺前の専門機関への相談の有無

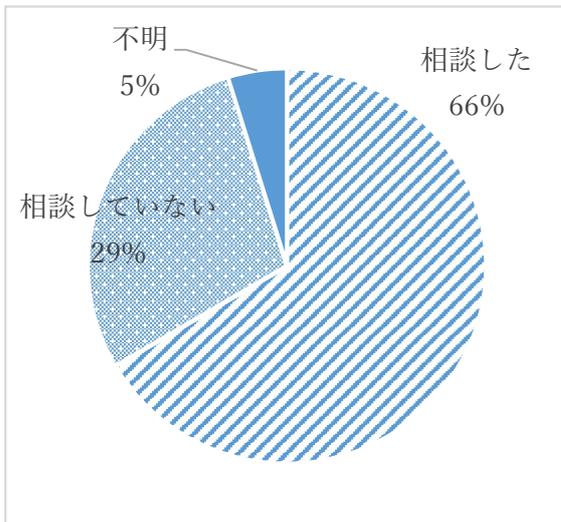
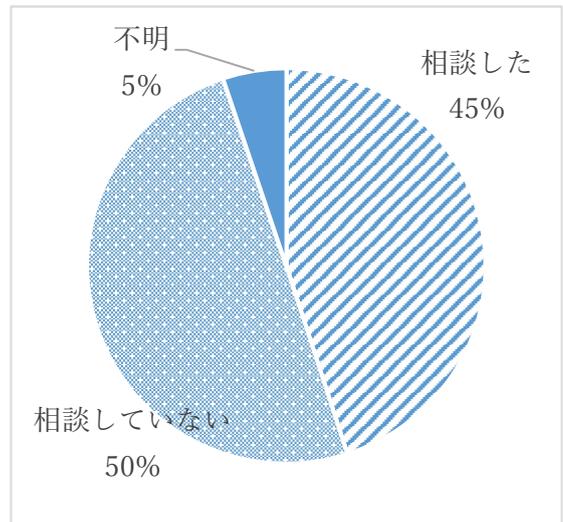


図10 自殺前1か月以内の専門機関への相談の有無



※図9・図10ともに「自殺実態白書 2013」（特定非営利法人自殺対策支援センターライフリンク）を基に大郷町作成

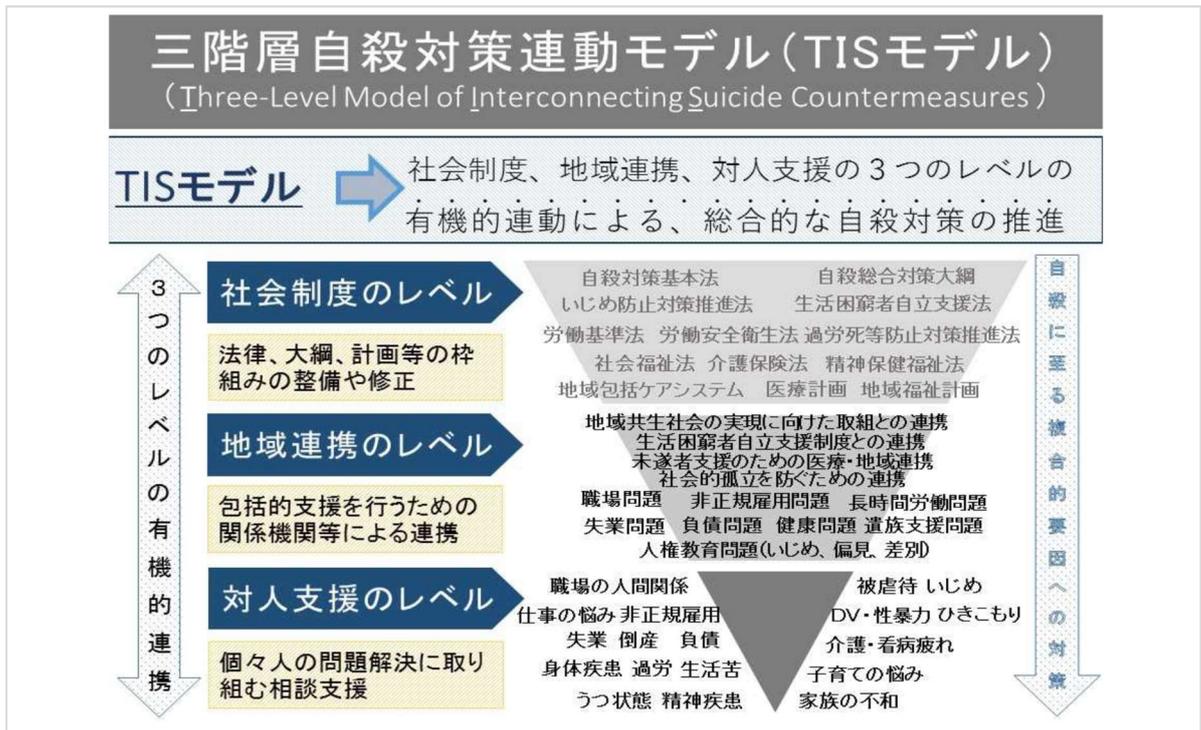
**(3) 対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させる**

自殺対策は、個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、様々な問題を抱える人に対する包括的な支援を行うために関係機関が連携を強化する「地域連携のレベル」、支援制度の整備等を通じて誰も自殺に追い込まれない社会の構築を図る「社会制度のレベル」の3つに区分されます。

これらの3つのレベルに対しては、自殺の危険性が低い段階で心身の健康の保持増進・自殺や精神疾患等の普及啓発等を行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し自殺を発生させない「危機対応」、自殺未遂や自殺が生じた場合に周囲に与える影響を最小限にして新たな自殺を発生させない「事後対応」の3つの時系列の段階ごとに、効果的な施策を講じる必要があります。

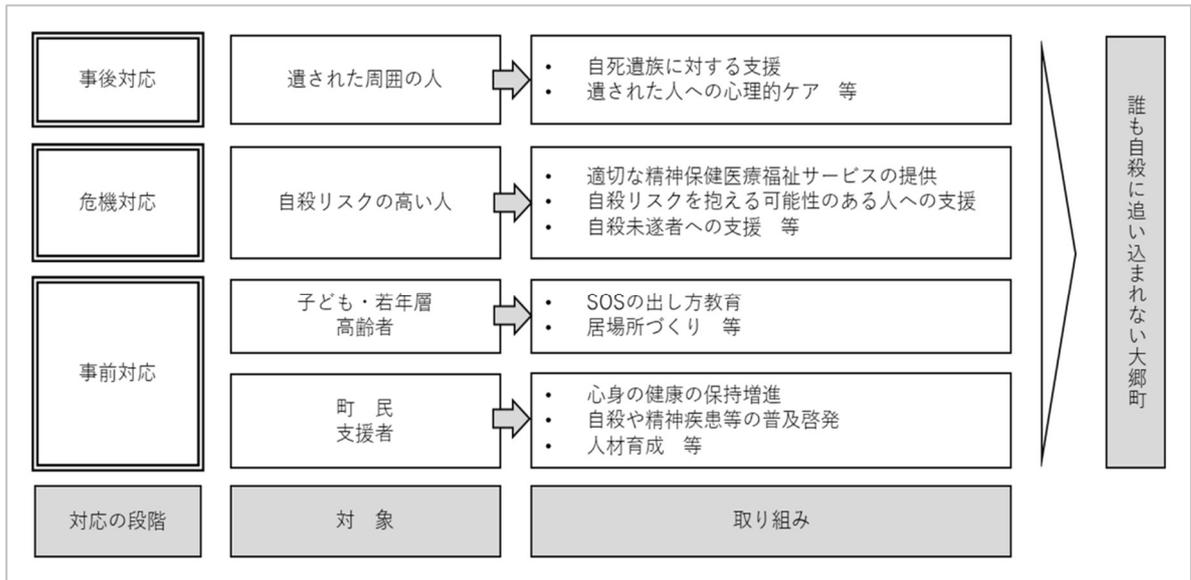
加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取り組み」として、学校における「SOS の出し方に関する教育」を推進し、学童期や思春期からのライフスキルの構築を図ることや、孤立防止のための居場所づくりの推進が求められます。

図11 有機的な連携による総合的な自殺対策の推進のための三階層自殺対策連動モデル



※自殺総合対策推進センター資料より引用

図12 対応の段階に応じた自殺対策



※大郷町作成

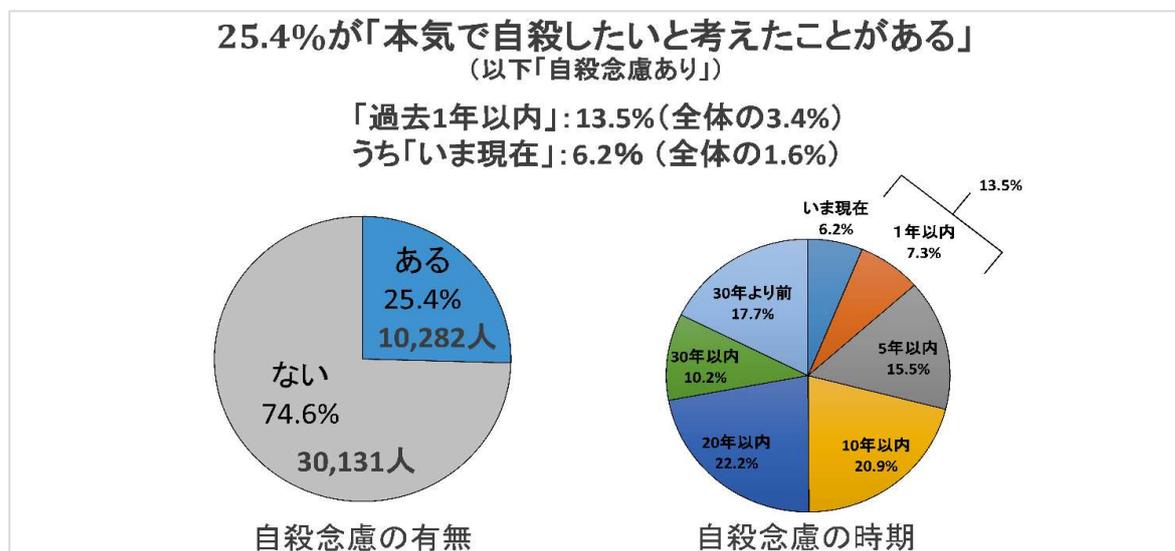
**(4) 実践的な取り組みと自殺対策の普及・啓発を両輪で推進する**

日本財団が実施した意識調査によると、20歳以上の約4人に1人が「本気で自殺したいと考えたことがある」と回答しており、自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」と言えます。しかしながら、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。

また、精神疾患や精神科医療に対する偏見が根強く、受診や相談に対する心理的な抵抗があります。その一方で、死にたいと考えている人は心理的な動揺があり、不眠、原因不明の体調不良などの自殺の危険性を示すサインを発していることが多くあります。

すべての町民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家につなぎ、見守っていけるよう、マスメディア等との連携のもと広報活動や教育活動に取り組んでいくことが重要です。

図13 「本気で自殺したいと考えたことがある」人の割合



※「日本財団自殺意識調査 2016」(日本財団)より引用

**(5) 関係機関および関係者の役割を明確化し、連携と協働のもとに推進する**

自殺対策を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない地域を構築するためには、本町のみならず、国や県、他市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

それぞれが果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

## 第4章 自殺対策の具体的な取り組み

本町では、自殺の現状を踏まえ、自殺対策の基本方針に則り、誰も自殺に追い込まれることのない大郷町の実現を目指し、以下の7つの施策を展開します。

- 1 地域レベルの実践的な取り組みのためのネットワークの構築・強化
- 2 一人ひとりの気づきと見守りを促す普及啓発
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 地域全体の自殺リスクを低下させる支援と対策
- 5 子ども・若者・子育て世代に対する支援と対策
- 6 失業者・無職者、生活困窮者に対する支援と対策
- 7 高齢者に対する支援と対策

### 1 地域レベルの実践的な取り組みのためのネットワークの構築・強化

地域におけるネットワークは、自殺対策を推進する上で基盤となるものです。自殺対策に特化したネットワークのみならず、他の目的で展開されているネットワーク等との連携を図りながら、ネットワークの構築と強化を行います。

#### ◆ 庁内におけるネットワークの構築

施策	内容
担当課・団体	
大郷町地域保健福祉推進委員会 <sup>15</sup>	自殺対策の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、町長をトップとした組織で庁内各課の連携・調整を図ります。
全課	

<sup>15</sup> 地域共生社会の実現に向けて、行政内部における地域保健福祉の統括的かつ総合的な推進と調整を図る組織。2018（平成30）年10月設置。

◆ 地域におけるネットワークの構築

施策 担当課・団体	内容
大郷町健康づくり推進協議会 <sup>16</sup> 保健福祉課	町内の産業・福祉・教育等の関係機関・団体や県の関係機関を構成員とする協議会において、多角的な視点から自殺対策を捉えて推進するため、自殺対策に関する検討と検証を行います。
行政区との連携 総務課、保健福祉課、社会福祉協議会	行政区は地域の見守り等、地域のつながりの基盤です。民生委員協議会等を通じた行政区との連携により、地域から自殺対策を推進します。
職域とのネットワーク構築 保健福祉課、農政商工課、まちづくり政策課	衛生管理者の設置とストレスチェックの実施が義務づけられていない労働者50人以下の企業が多いことから、商工会や労働基準監督署をはじめ、各企業との連携により、労働者の自殺対策を推進します。

【評価指標】

指標	現状値（2018年度）	目標値（2026年度）
大郷町地域保健福祉推進委員会の開催	年1回	年1回以上
大郷町健康づくり推進協議会の開催	年2回	年2回以上

2 一人ひとりの気づきと見守りを促す普及啓発

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であるものの、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、見守っていくという自殺対策に向けた意識が共有されるよう、普及啓発活動を展開していきます。

◆ こころの健康づくり・生きる支援についての普及啓発

施策 担当課・団体	内容
自殺予防週間 <sup>17</sup> ・自殺対策強化月間 <sup>18</sup> における普及啓発活動の推進 保健福祉課、まちづくり政策課、社会教育課・中央公民館	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策に関するポスター掲示や町広報誌への記事掲載、図書室へ特設コーナーを設置し、自殺対策に関する普及活動を行います。
地域行事・イベント等における普及啓発活動の推進 保健福祉課、各行事・イベントを所管する課・団体	相談先情報を掲載したリーフレットや啓発グッズを作成し、地域行事等（健康まつり、成人式等）において配布することで、町民に対する情報周知を図ります。

<sup>16</sup> 1978（昭和53）年に組織した、町民の健康づくりに関する事項を調査および審議する機関。

<sup>17</sup> 9月10日の「世界自殺予防デー」にちなみ設定された、自殺に対する誤解や偏見をなくし正しい知識を普及・啓発する期間のこと。

<sup>18</sup> 月別自殺者数の最も多い3月に設定された、重点的に自殺対策に関する普及・啓発を展開する期間のこと。

施策 ----- 担当課・団体	内容
共用施設における啓発活動の推進 ----- 保健福祉課、財政課、農政商工課、まちづくり政策課	様々な困りごと等に関する相談先情報を掲載したフライヤー（シールタイプ）を作成し、公共機関や集会所、企業等のトイレ等に掲示し、情報周知を図ります。
メディアを活用した普及啓発活動の推進 ----- 保健福祉課、総務課、まちづくり政策課	町広報誌を活用し自殺対策の特集記事の掲載を行い、普及啓発を図るとともに、施策の周知を図ります。 防災行政無線通信、町ホームページ、公式 SNS <sup>19</sup> 、メールマガジン配信サービス等を活用し、自殺対策に関する情報を発信し、普及啓発を図ります。

## ◆ 町民・勤労者向け講演会やイベント等の開催

施策 ----- 担当課・団体	内容
こころの健康づくり講演会・講座 ----- 保健福祉課	自殺対策やこころの健康づくり、精神疾患・精神障がいの理解、自己肯定感の向上等に関する講演会を開催し、普及啓発を行います。

## 【評価指標】

指標	現状値（2018年度）	目標値（2026年度）
リーフレット・啓発グッズ等の配付部数	未実施	3,000部以上
こころの健康づくり講演会・講座の開催	年1回	年1回以上

<sup>19</sup> 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」のことで、Twitter や Facebook、Instagram、LINE 等がある。現在、公式 SNS は未整備であるが、今後整備を検討する。

### 3 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を推進します

#### ◆ 庁内における人材育成

施策 担当課・団体	内容
自殺対策推進研修会 (ゲートキーパー <sup>20</sup> 養成研修を含む) 総務課、保健福祉課	自殺に対する認識と危機感を共有し、すべての職員がSOSに気づき、速やかに連携し支援を行うことができるよう、ゲートキーパー養成研修を含む、自殺対策に関する職員研修を行います。
児童・生徒に関わる人材の資質向上 学校教育課、保健福祉課、町民課、児童館	児童や生徒に直接的に支援を行う教職員を対象に、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方教育」等について研修等を実施し、SOSの受け皿となる教職員の役割について理解を促進します。

#### ◆ 地域における人材育成

施策 担当課・団体	内容
ゲートキーパー養成研修 保健福祉課	地域に生活する町民が、身近な地域住民の支え手となり、自殺対策を地域から推進していくために、町民向けのゲートキーパー養成研修や精神疾患や精神障がいについて理解を深められる研修を行います。
行政区長会研修 民生委員協議会研修 食生活改善推進員研修 保健福祉課、総務課、社会福祉協議会	行政区長や民生児童委員、食生活改善推進員など地域で活動する人材を対象に、自殺対策に関する研修を実施することで、住民のサインに気づき、必要な機関につなぐなど、地域のゲートキーパーの役割を担う人材を育成します。
自殺対策に関する研修の講師派遣 保健福祉課	地域サロン等の団体や地域の企業がゲートキーパー養成研修を含む自殺対策に関する研修を希望する場合は、職員派遣を行い、自殺対策に関する基本知識・技術の普及を行います。

#### 【評価指標】

指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2026年度)
庁内での自殺対策に関する研修の開催	年1回	年1回以上
地域におけるゲートキーパー養成研修の開催	年1回	年1団体(地区)以上
ゲートキーパー養成者数	延43人	延300人以上

<sup>20</sup> 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（気づき・声かけ・傾聴・つなぎ・見守り）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも言う。

#### 4 地域全体の自殺リスクを低下させる支援と対策

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときです。「生きることの阻害要因」を減らすことだけではなく、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを行います。

##### ◆ 居場所づくり

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
中央公民館図書室管理事業 ----- 社会教育課・中央公民館	誰でも来室することができる空間として、居心地の良い居場所づくりを行います。
中央公民館生涯学習事業 ----- 社会教育課・中央公民館	生涯学習の機会として、性別や世代などの枠を越えた講座を開催します。個々の趣味の幅を広げ、意欲的に日常生活を送るきっかけとすると同時に、縦横のつながりを生み育みます。
精神障がい者社会参加訓練事業 ----- 保健福祉課	在宅で生活・療養する精神障がいのある人が、疾患や障がいと向き合いながら、他者との交流を通して社会性を身につけ、生活を継続していくことができるよう、集いの機会を設け、その運営を行います。

##### ◆ 相談体制の整備

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
相談支援者の対応能力の向上 ----- 保健福祉課	庁内のみならず、地域で相談業務を行う介護支援専門員や相談支援員、民生児童委員などが様々な相談に応じ、適切な対応を行うことができるよう、ゲートキーパー養成研修を含む研修会を開催します。
健康に関する相談 (こころの健康を含む) ----- 保健福祉課	相談しやすい環境づくりとして「健康相談日」を設け、健康に関する相談に応じ、適切な支援を行います。また、相談を通じ、生活背景にある課題を把握することで、包括的な問題の解決を行います。
広域実施の相談機会の周知 ----- 保健福祉課	相談によって問題を解消したいが、様々な都合によって町に相談を行うことができない人がいることを鑑み、管内保健所等で実施している相談機会について、町広報誌等を活用し周知を行います。
人権に関する相談 ----- 保健福祉課、社会福祉協議会	生活上の相談や人権にかかわる相談を通じ、その内容によって適切な相談機関へつなぎます。
心配ごと相談事業(生活相談) ----- 保健福祉課、社会福祉協議会	町民の心配事や生活の向上に関する相談に応じ、その内容によって適切な相談機関へつなぎます。
納税に関する相談 ----- 税務課	疾病や失業等のやむを得ない理由で納税することが困難な町民・企業等の状況を聴き取り、納税方法等の相談に応じます。

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
消費生活に関する相談 ----- 農政商工課	消費生活相談室を設置し、日常生活上の商品購入や契約、ローンなど消費生活上の問題に対する相談を通じ、生活背景にある課題を把握することで、包括的な問題の解決を図ります。
経営に関する相談 ----- 農政商工課	商工会によって行われる専門相談員による法律、融資、税務、経営などの相談指導などと連携し、適切な支援を行います。
労働に関する相談 ----- 農政商工課	労働基準監督署によって行われる労働時間等に関する相談と連携し、適切な支援を行います。
日常生活自立支援事業 <sup>21</sup> の 利用に関する相談 ----- 保健福祉課、社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の利用に関する相談に応じ、関係機関と連携し、住み慣れた地域で生活することを支援します。
成年後見制度 <sup>22</sup> の 利用に関する相談 ----- 保健福祉課、社会福祉協議会	成年後見制度の利用に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、安心した生活ができるよう支援します。
虐待対応業務 (児童・障がい児・者、高齢者) ----- 保健福祉課	虐待への対応を通じて、当事者や家族等を支援することで、背景にある様々な問題を把握し、適切な支援を行います。

◆ 自殺未遂者等への支援

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
自殺企図・未遂者支援の ための連携強化 ----- 保健福祉課	自殺企図者・自殺未遂者に対して継続的な支援を行うことができるよう、警察や消防、医療機関、行政機関との連携について、検討を進めます。

◆ 遺された人への支援

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
自死遺族への支援情報の周知 ----- 保健福祉課、町民課	自死遺族に対する支援情報が掲載されたリーフレットを戸籍申請窓口にて配付します。
遺された人に対するケアの推進 ----- 保健福祉課	自死遺族や周囲の人など遺された人に対する支援策や、情報提供の在り方等、遺された人へのケアについて宮城県と連携し検討します。

<sup>21</sup> 認知症や障がい（知的・精神）があり、日常生活を送るために必要な福祉サービスを利用するための情報の入手・理解・判断・意思表示を行うことが難しい（判断能力が不十分）な方に対して、定期的な訪問により、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理を担うもの。

<sup>22</sup> 認知症や障がい（知的・精神）があり、判断能力が不十分な方が、財産管理や契約上で不利益を被らないよう支援するもの。

## ◆ 支援者に対する支援

施策 担当課・団体	内容
ゲートキーパーフォローアップ研修会 保健福祉課、総務課	養成したゲートキーパーの継続的な学習の機会として、フォローアップ研修会を開催し、そのスキルを高めます。
在宅介護者の集いの機会の提供 保健福祉課、社会福祉協議会	在宅において要介護状態にある方や障がいのある方の介護・介助・看護を担っている人の身体的・精神的な負担軽減を図るため、連絡会や交流事業などを充実・強化します。
町職員のメンタルヘルス対策 総務課	支援者となる町職員へのメンタルヘルス対策として、ストレスチェックの結果を踏まえ、具体的な方策を検討します。

## ◆ 生活習慣病予防等の普及啓発

施策 担当課・団体	内容
健康関心層以外への普及啓発事業 保健福祉課	高齢者の集いの場や乳幼児健診等の子育て世代が集う場、勤労者健診等の働きざかり世代が集う場等、様々な世代・層に対して、生活習慣病等に関する正しい知識の普及啓発を行い、若い世代から高齢者まで広く周知し、健康に関する意識づけを行います。
健康づくりイベントの開催 保健福祉課	楽しみながら健康を身近に感じ、健康づくりに関する意識を高め、住民の主体的な健康づくりのきっかけとなるよう、「健康まつり」等の健康づくりに関するイベントを開催します。
健康診査・保健指導の実施 保健福祉課、町民課	生活習慣病の早期発見と早期介入を目的として、特定健診および特定保健指導を実施します。また、若年層から高齢者の健康づくりの意識定着を目的として、若世代健診および後期高齢者健診も併せて実施します。

## ◆ 生活習慣改善に向けた取り組み

施策 担当課・団体	内容
運動習慣の定着に向けた事業の推進 保健福祉課	健康運動指導士や作業療法士等と連携し、運動機能低下のある高齢者や運動機会の少ない働きざかり・子育て世代への運動習慣の定着を目的とした事業を展開します。
食習慣の改善に向けた事業の推進 保健福祉課	食生活改善推進員等と連携し、食生活を見直すきっかけとなる事業を展開します。

## 【評価指標】

指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2026年度)
健康に関する相談日の設置	年12回	年12回以上
ゲートキーパーフォローアップ研修会の開催	未実施	2年に1回以上

## 5 子ども・若者・子育て世代に対する支援と対策

本町において、2013（平成25）年から2017（平成29）年に自殺で亡くなった17人のうち、3人が20～30歳代です。若年層の自殺の背景は多様化・複雑化してきており、若年層に対する自殺対策は重要な課題となっています。

特に、児童や生徒は、困難やストレスに直面したときに支援を求めることができにくいとされます。生きることの包括的な支援として、問題が生じたときに一人で抱え込まず、周囲の信頼できる大人に助けを求めることができるよう、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育（以下、「SOSの出し方教育」という。）を、その他の子ども・若者・子育て世代への支援と併せて実施します。

### ◆ SOSの出し方教育を推進するための連携強化

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
<b>教職員の気づき力向上</b> ----- 学校教育課、小学校、中学校、保健福祉課	研修の実施により、SOSの受け皿となる教職員の役割について理解を促進し、SOSへの気づき力の向上を図る取り組みを行います。 また、児童・生徒等から発信されたSOSに対して適切な対応を行うことができるよう、関係機関の連携を深めます。
<b>地域支援者への情報発信</b> ----- 学校教育課、小学校、中学校、保健福祉課	児童・生徒と関わるスクールガード等の地域支援者が、SOSの受け手となり必要な機関へつなぐことができるよう、自殺対策およびSOSの出し方教育、SOSの受け方等について情報発信を行います。
<b>教育実践者の研修受講斡旋</b> ----- 保健福祉課、学校教育課、小学校、中学校	SOSの出し方教育の実施にあたって、本町の保健師や学校の養護教諭がその教育・指導を行うことができるよう、研修に参加し、その知識と技術の研鑽を行います。

### ◆ SOSの出し方教育の実施

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
<b>SOSの出し方教育</b> ----- 学校教育課、小学校、中学校、保健福祉課	児童・生徒を対象に、保健師または養護教諭、教職員を講師とした授業を実施し、助けを求める方法の習得と環境の整備を行います。 また、児童・生徒のみならず保護者や教職員に対する自殺対策を推進します。

## ◆ 児童・生徒・学生が抱えやすい課題に対する支援

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
スクールソーシャルワーカー・ スクールカウンセラーの配置 ----- 学校教育課、小学校、中学校	児童・生徒が抱える悩みや困りごとを多角的な視点から支援するために配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。
児童・生徒に対する 支援事業との連携強化 ----- 学校教育課、小学校、中学校、保健福祉課	小学校、中学校、「大郷町いじめ問題対策専門委員会」、「大郷町いじめ問題対策連絡協議会」、「大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会」等の児童・生徒に対する支援機関と連携を図り、それとの協働による総合的な自殺対策を推進します。
いじめ対策のための連携強化 ----- 学校教育課、小学校、中学校、保健福祉課	いじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応するために、学校だけではなくスクールソーシャルワーカーや教育委員会、大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会等の関係機関との連携を強化します。 また、大郷町いじめ防止基本方針に基づき、大郷町いじめ問題対策連絡協議会と連携し、いじめ問題に対する対策を総合的に推進します。
不登校支援のための連携強化 ----- 学校教育課	様々な要因によって不登校となった児童・生徒に対し、学校のみならず関係機関が連携し、家族を含めた包括的な支援を行います。
児童・生徒に対する 普及啓発活動の推進 ----- 学校教育課、小学校、中学校、保健福祉課	児童・生徒が自殺対策を身近に感じることができるよう、クリアファイルや下敷き、消しゴム等の学用品による普及啓発を図ります。これを通じて、教職員や保護者の関心も高めます。

## ◆ 経済的困難を抱える児童・生徒への支援

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
就学援助費助成事業 ----- 学校教育課	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの費用の一部を助成します。
特別支援教育就学奨励費に関する事務 ----- 学校教育課	特別支援学級 <sup>23</sup> 在籍者の保護者に対して、給食費や学用品費などの費用の一部を支給します。

<sup>23</sup> 学校教育法に規定された、教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級のこと。

◆ 子育て世代における一貫した支援の推進

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
子育て・子育て世帯支援 のための連携強化 ----- 保健福祉課	大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会等の子どもや子育て世帯の支援に関する会議等において、若年層の生きる支援を協議し、連携と協働による自殺対策を推進します。
医療機関・健診機関との連携強化 ----- 保健福祉課	妊婦健診時等に、自殺リスクが高いと思われる人がいた場合は早期に介入し、自殺対策行動をとることができるよう、医療機関や健診機関等と連携を強化します。
産前・産後のうつ病対策 ----- 保健福祉課	母子健康手帳交付時や産婦訪問により相談対応を行い、産後には新生児訪問時にエンジンバラ産後うつ病質問票等を活用した産後うつ病の早期発見・介入を推進します。 また、育児不安を抱える妊産婦を対象に、保健師等による保健指導や育児相談を行い、不安を軽減します。
特定妊婦・要支援児童等の 把握と個別対応 ----- 保健福祉課、学校教育課	大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会において、育児不安や虐待を抱える家庭として、特定妊婦 <sup>24</sup> や要支援児童等の支援が必要な家庭の把握を進め、自殺リスクの高い対象者に対して個別支援を行います。

◆ 居場所づくり（子ども・子育て世代）

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
子育て支援センター運営事業 ----- 町民課、子育て支援センター	子育て中の人や子ども同士の交流・遊びの場として設置し、情報交換や相談を通じて育児への不安感の解消を図るとともに、親同士・子ども同士の横のつながりを育みます。
育児相談と親子のふれあい事業 ----- 保健福祉課	育児や子どもの発達に関する問題の早期発見・早期対応を行うことで、育児への不安感の解消を図るとともに、親同士・子ども同士の横のつながりを育みます。
子育てサポートチーム事業運営 ----- 社会教育課	子育てサポートチームを組織し、ママカフェ等の子育てに関する支援を行うことで、育児への不安感の解消を図るとともに、親同士・子ども同士の横のつながりを育みます。
大郷町児童館自由来館 ----- 町民課、児童館	遊びや学びを通じて、健康増進と情操の豊かさを育むため、児童館の自由来館を行います。情報交換や相談を通じて育児への不安感の解消を図るとともに、親同士・子ども同士の横のつながりを育みます。
おおさと児童クラブ (通常利用・延長利用) ----- 町民課、児童館	保護者が就労・疾病・介護等の理由によって、下校後や学校休業日の児童の保護ができない家庭の児童を預かり、保護者等が安心して働き、児童がいきいきと過ごせる環境を守ります。

<sup>24</sup> 児童福祉法に規定された養育上の公的支援を妊娠中から要する状態・環境にある妊婦のこと。

施策 担当課・団体	内容
放課後子ども教室 社会教育課	児童の放課後の学習・体験教室を開催し、地域住民との交流により縦横のつながりを育みます。また、児童に関わる住民が自殺対策の学びを深めることで、児童が発する SOS に気づくことができます。
発達障がい児の家族交流事業 保健福祉課	発達障がいを抱える子どもを養育する保護者等の情報交換や学習の場として展開し、育児や就学・就労などの生活上の不安の解消を図ります。また、縦横のつながりを生み、養育する保護者等の孤立を防ぎます。

## ◆ 若年層が相談しやすい窓口の設置・周知

施策 担当課・団体	内容
SNSを活用した 相談体制の構築 保健福祉課、総務課	インターネットや SNS の普及により、インターネットや SNS の利用が起因となる自殺が増加しています。電子メールや LINE 等の SNS を活用した相談窓口の設置等、若年層が相談しやすい環境の構築を検討します。

## ◆ 義務教育終了後から就労までの期間における一貫した支援の推進

施策 担当課・団体	内容
ひきこもり者支援のための情報把握 保健福祉課	民生児童委員等との連携により、ひきこもり状態にある人の情報を把握し、ひきこもり者支援のための具体的な取り組みについて検討します。
ひきこもり者支援のための連携強化 保健福祉課	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談に対応し、宮城県ひきこもり地域支援センターや宮城県南部自立相談支援センター、地域若者サポートステーション <sup>25</sup> 等との関係機関と連携し、必要な支援へつなげます。

## 【評価指標】

指標	現状値（2018年度）	目標値（2026年度）
SOS の出し方教育の実施	未実施	年1回以上 (小・中学校)

<sup>25</sup> 15歳～39歳の若年無業者とその家族に対する就労支援等を展開している。厚生労働省が事業主体として、委託運営している。

## 6 失業者・無職者、生活困窮者に対する支援と対策

本町において、2013（平成25）年から2017（平成29）年に自殺で亡くなった17人のうち、その半数以上の9人が無職者となっており、失業・無職者に対する自殺対策の取り組みは重要であるといえます。

また、失業や無職の状態によって生活が困窮している人は、単に経済的困窮だけではなく、心身の健康や人間関係等の様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくありません。

### ◆ 失業・無職者に対する相談窓口の充実

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
失業・無職者に対する相談の周知 ----- 保健福祉課、農政商工課	公共職業安定所やジョブカフェ、地域若者サポートステーション等と連携し、失業・無職者に対する就労相談やこころの相談の周知を行い、生きることの阻害要因を減らします。
依存症等の相談の実施・周知 ----- 保健福祉課	失業や無職状態によってアルコールやギャンブル、薬物等への依存傾向を強める人が多いため、本人や家族からの相談を受け付け、早期に介入することで自殺対策を推進します。

### ◆ 生活困窮者に対する相談窓口の充実

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
生活困窮者自立支援事業等との連携強化 ----- 保健福祉課、農政商工課	「生活困窮者」や「無職者・失業者」の自殺対策の推進のため、宮城県南部自立相談支援センターや公共職業安定所と連携を取り対応します。
生活困窮者の複合的な相談の検討 ----- 保健福祉課	生活困窮者は、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多くあります。健康問題だけではなく、多重債務等の様々な問題に対応できるよう、弁護士や臨床心理士、就労相談員を配置した総合相談会の開催を検討します。

### ◆ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

施 策 ----- 担当課・団体	内 容
生活困窮者自立支援事業 ----- 保健福祉課、仙台保健福祉事務所	生活が困窮している状態にある人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業により、相談の早期段階から様々な個別支援を提供します。事業を委託している宮城県南部自立相談支援センターとも細やかな連携を取り対応します。

## ◆ 生活困窮状態にあるハイリスク者に対する個別支援

施 策 担当課・団体	内 容
<b>生活保護制度</b> 保健福祉課、仙台保健福祉事務所	生活が困窮状態にある人に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。
<b>自立相談支援事業</b> 保健福祉課、仙台保健福祉事務所	生活が困窮状態にある人の相談に対して早期に包括的な支援を行います。
<b>住居確保給付金事業</b> 保健福祉課、仙台保健福祉事務所	離職や自営業を廃業した人で、就労能力および就労意欲がある人のうち、住宅を喪失または喪失のおそれがある人に対して、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供します。
<b>就労準備支援事業</b> 保健福祉課、仙台保健福祉事務所	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を集中的かつ計画的に支援し、就労促進を図ります。
<b>家計相談事業</b> 保健福祉課、仙台保健福祉事務所	家計の状況を見える化し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行い、多重債務などからの生活再建を図ります。
<b>食糧確保支援</b> 保健福祉課	宮城県南部自立相談支援センターやNPO法人、社会福祉法人等と連携し、フードバンク <sup>26</sup> 等による一時的な食糧確保支援を行い、生きるための促進要因とします。
<b>生活福祉資金の貸付</b> 保健福祉課、社会福祉協議会	社会福祉協議会と連携し、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加の促進を図ります。

## 【評価指標】

指 標	現状値（2018年度）	目標値（2026年度）
依存症等に関する相談機会の設置	未実施	年1回以上

<sup>26</sup> 包装の傷み等を原因として、品質に問題がないのにも関わらず市場で流通しなくなった食品を生活困窮者等へ配給する取り組みのこと。

## 7 高齢者に対する支援と対策

本町において、2013（平成25）年から2017（平成29）年に自殺で亡くなった17人のうち、8人が60歳以上となっていることから、高齢者の自殺は深刻な問題です。

本町の2018（平成30）年12月現在の高齢化率は35.86%であり、3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。2025年には40.0%を超えることが推計<sup>27</sup>されており、今後の高齢化の進行に伴って、家族や地域との関係性が希薄になることにより、家庭内においても社会においても孤立する人が増える可能性があります。

高齢者の孤立は、本人の生きがい喪失だけではなく、相談先がない等の生きることの促進要因を得ることが難しい状況でもあり、自殺のリスクが高くなります。

### ◆ 包括的な支援のための連携推進

施 策 担当課・団体	内 容
地域包括支援センター運営事業 保健福祉課、社会福祉協議会	高齢者の総合相談の窓口である地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託運営し、各種介護福祉サービスの調整を図り、安心な生活を守ります。
生活支援体制整備事業 保健福祉課、社会福祉協議会	軽度な支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが提供される体制を整えるため、社会福祉協議会に地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、情報共有・連携強化の場としての協議体を設置します。

### ◆ 地域における要介護者に対する支援

施 策 担当課・団体	内 容
介護予防・生活支援サービス事業 保健福祉課	介護予防・生活支援サービス事業対象者や要支援認定者に対して、介護予防を目的として日常生活上の支援および機能訓練など、自立支援に資するサービスを提供します。
軽度生活援助事業 保健福祉課	要介護認定者を除く軽易な支援が必要な高齢者等に対して、調理・掃除等の生活支援を行い、安心な生活を提供します。
配食サービス事業 保健福祉課	食の自立支援が必要な高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事を配達して提供することで安心な生活を提供します。
家族介護用品支給事業 保健福祉課	寝たきりまたは認知症を患った高齢者等で、介護用品を常時必要とする人に対して、介護用品券を支給し、安心な生活を提供します。

<sup>27</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より出典。

## ◆ 高齢者の自殺リスクの早期発見・早期介入

施 策 担当課・団体	内 容
医療機関・健診機関との連携強化 保健福祉課	医療機関や健康診査の受診時等に、自殺リスクが高いと思われる人がいた場合、早期に介入し、自殺対策の取り組みを実施できるよう、医療機関や健診機関等と連携を強化します。
介護サービス提供事業所等との連携強化 保健福祉課	介護サービスを利用している人の自殺リスクの早期発見・介入のため、本人や家族に直接的に接することの多い、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所等と連携します。

## ◆ 社会参加の促進と孤独・孤立の予防

施 策 担当課・団体	内 容
居場所づくりの促進 保健福祉課	自宅に閉じこもりとなっている人の社会参加や交流機会の確保のため、サロン等の居場所の形成や運営について、住民や関係機関と連携し取り組みます。
高齢者の活躍機会の提供 保健福祉課	個人の能力を発揮し、家庭内役割のみならず社会的役割の再獲得を行い、支え合いの活動を推進できるよう、シルバー人材センター等の関係機関と連携しながら、高齢者の活躍の機会を増やします。
老人クラブ活動助成事業 保健福祉課	老人クラブの活動に対して助成や支援を行い、生きがいづくりを促進します。
ひとり暮らし高齢者 緊急通報システム設置事業 保健福祉課	1人暮らし高齢者等に対して、突然の身体の異常など緊急時に救急要請を行えるシステムを設置することによって、安心して安全な生活を送れるよう支援します。
高齢者外出支援事業 まちづくり政策課	高齢者の通院や買い物などの外出支援のための乗り合い車両の運行を行います。高齢者の閉じこもりを予防し、住み慣れた地域での生活を支援します。

◆ 高齢者の健康不安に対する支援

施 策 担当課・団体	内 容
<b>認知症予防普及啓発事業</b> 保健福祉課	認知症予防に関する知識や技術の普及啓発を「オレンジ新聞」を通して行います。認知症についての正しい知識の普及を図り、広く町民の意識向上に努めることにより、認知症の早期発見・早期対応や予防意識の醸成を図ります。
<b>認知症サポーター等養成講座</b> 保健福祉課	地域や職域において認知症サポーターを養成し、認知症を患った人や家族を支援するための地域づくりを推進することによって、社会的な孤立を防ぎます。
<b>認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援チーム・ 認知症地域支援推進員)</b> 保健福祉課	認知症が疑われる人や認知症を患った人で、通院や介護サービスの利用がない人を対象に、必要に応じて本人や家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポートなど初期支援を専門チームが行います。 また、認知症地域支援推進員の設置により、認知症支援の窓口を広げ、認知症を患っても地域で暮らせるよう支援します。

【評価指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2026年度)
認知症サポーター等養成講座の実施	年1回	年1回以上

## 第5章 自殺対策の推進体制

### 1 推進体制

自殺対策は、町民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携し、協働して取り組む必要があります。

本町では、庁内における自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画する「大郷町地域保健福祉推進委員会」を設置し、計画の進行管理を行うとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取り組みを着実に推進します。

また、地域ネットワークとして行政や関係機関等で構成する「大郷町健康づくり推進協議会」と協働するほか、専門機関や住民組織等との連携を図り、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を行います。

### 2 進行管理

計画期間中は、事業や取り組みについてP D C Aサイクルによる、効果的な進行管理を行います。進行管理においては、庁内の推進組織である「大郷町地域保健福祉推進委員会」において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業や取り組みを改善します。

### 3 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取り組みを協働しながら進めていくことができるよう、町ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の周知を図ります。

## 第6章 参考資料

### 1 生きる支援一覧

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
総務課	総務係	【行政相談】 公正・中立の立場から行政等への苦情・要望を受け、その解決や実現を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政に関する相談の中にある潜在的な自殺リスクへの気づきと、適切な相談窓口へのつながりができる。</li> </ul>	4
		【公用共用車集中管理業務】 公用共用車の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車に自殺対策に関するマグネットやステッカー等を設置することにより、広く住民への周知を図る。</li> </ul>	2
	情報化推進係	【情報発信業務】 住民をはじめとした様々な対象に広く適切な情報が届くよう、ホームページ等の運用・管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやメールマガジン等の各種情報発信媒体において、自殺対策に関する情報を発信することで、住民への周知と啓発を図る。</li> <li>自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、電子メール署名欄に自殺対策に資する文言を入れ普及啓発を図る。</li> </ul>	2
	職員係	【職員の健康管理】 職員の心身の健康保持・増進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査の実施、人間ドック等の各種検診の受診助成を通じて住民からの相談に応じる職員の身体面の健康増進を図る。</li> <li>ストレスチェックの実施により、住民からの相談に応じる職員の精神面の健康増進を図る。高ストレス者に対して個別相談（産業医との面談等）を行う。</li> </ul>	3 4
		【職員研修事業】 職員研修により、職員の資質向上を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員自身のメンタルヘルス向上のための研修等を実施する。</li> <li>職員（非常勤・臨時職員、夜間警備員を含む）に対するゲートキーパー養成研修等の実施による人材育成を実施する。</li> <li>障害者差別禁止法に基づく研修等により、障がい者への対応について周知を図る。</li> </ul>	3 4
	交通防災係	【防災体制整備】 消防団や婦人防火クラブ等の防災体制を整備し、火災・地震・水害等に備える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活動する消防団や婦人防火クラブ会員が、日常的な活動で自殺対策行動を行えるよう、ゲートキーパー養成研修等を実施する。</li> </ul>	3
		【地震等災害対策事業】 地震等の災害に備え、災害時物品の備蓄や防災訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常食や災害時物品の備蓄により、災害発生時に活用し、命を守る。</li> <li>総合防災訓練の実施により、防災意識の高揚に寄与し、住民個々が命を守る行動をとれるよう支援する。</li> </ul>	4
		【防災行政無線設備事業】 防災行政無線の設備を整え、住民に必要な情報を届ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災無線の活用により、災害発生時等に住民に対して命を守る行動について呼びかけを行う。</li> <li>自殺対策事業等について周知することによって、生きることの促進要因を増やすことにつなげる。</li> </ul>	2 4
		【防犯対策事業】 防犯設備や防犯灯の設置・維持管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯設備や防犯灯を設置することにより、危険を回避できる環境を整える。</li> </ul>	4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
総務課	交通防災係	【交通安全対策】 交通安全に関する普及啓発や交通指導隊の活動支援により、安心安全な交通環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全普及啓発の職員街頭指導の際に、自殺対策の普及啓発媒体を配布する。</li> <li>児童へ黄色い帽子を配布することで、児童の通学時の安全を確保する。</li> <li>交通安全母の会にゲートキーパー養成研修を受けてもらうことにより、地域の中での気づき・見守り・つなぎ役としての視点を醸成する。</li> <li>交通指導隊員が街頭で見守りや声掛けを行うことにより、安全に生活することができるきっかけとなる。</li> <li>交通指導隊員にゲートキーパー養成研修を受けてもらうことにより、地域の中での気づき・見守り・つなぎ役としての視点を持ってもらうことができる。</li> </ul>	2 3 4 5
財政課	管財係	【庁舎管理】 庁舎の安全衛生管理等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎内に自殺対策に関する掲示物の設置を行うなど、住民のみならず、業者等の来庁者に対する普及啓発を行う。</li> </ul>	2
まちづくり政策課	企画調整係	【住民バス管理事業】 住民の移動手段となる住民バスの管理業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民バス利用の半数以上が学生の通学に利用されており、住民の生活における移動手段には欠かせない。継続して運行することにより、生きることの阻害要因を減らす。</li> </ul>	4
		【高齢者外出支援事業】 乗り合い車両の設置・運営により、高齢者の外出支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の外出を手助けするために、乗り合い車両を運営する。高齢者の閉じこもりを予防し、社会的孤立を防ぐ。</li> </ul>	7
		【国際交流事業】 小中学生の国際交流事業の推進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化や人種等の様々な多様性を受け入れることによって、多様性を認め合う社会づくりを行う。また、外国人労働者の意識的受け入れのための基盤づくりともなる。</li> </ul>	4 5
	広報統計係	【町広報誌発行事業】 町広報誌を発行し、広く住民に生活情報等を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策に関する情報を掲載し、相談先や施策の周知・啓発を図る。</li> </ul>	2
	定住促進係	【移住・定住促進事業】 移住・定住の促進や移住・定住後の支援のための制度整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所づくりやコミュニティ育成について可能性を検討する。</li> </ul>	4
		【まち・ひと・しごと創生総合戦略】 地域の特徴を活かし、持続可能な地域づくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、まちづくりを推進することによって、生きるための促進要因を増大させる。</li> </ul>	4
		【夏まつり】 おおさと夏まつりを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏まつりに参加することで楽しみや活力を得ることができる。</li> </ul>	4
	産業立地推進係	【結婚活動支援事業】 結婚活動に関する情報発信や助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚活動の支援を行うことで、経済的負担を軽減するとともに、生きるための活力とする。</li> </ul>	4 5
		【企業誘致事業】 企業誘致による地域経済の活性化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業誘致により、町内における雇用を生み出すほか、地域の活性化へとつなげる。</li> </ul>	4 6

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
税務課	住民税係 固定資産税係	【町・県民税の賦課調査】 住民からの賦課に関する相談の受付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者や障がい者等は、経済面だけではなく健康面での問題を抱えていることが多いことから、窓口担当者が自殺対策の視点を持ち、自殺対策の行動がとれるよう職員の相談対応強化を行う。</li> </ul>	4
	特別徴収対策係	【納税相談】 住民からの納税に関する相談を受け付ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>疾病や失業等のやむを得ない理由で納税が困難な住民の相談に対応し、生活状況の把握に努め、経済的困窮のみならず様々な問題を適切な相談先につなぐなどする。</li> </ul>	4 6
町民課	住民係	【戸籍管理】 住民の戸籍の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍・住民基本台帳の管理を厳正に行い、個人情報の漏洩や不適切な利用を防ぐ。</li> <li>住民票・戸籍謄本等の交付を適正に行い、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為等、児童虐待及びこれらの行為に準ずる行為の被害者に対して、DV等支援措置をとることで生きるための阻害要因を減らす。</li> </ul>	4
	年金・医療保険係	【国民健康保険事業の運営】 国民健康保険加入者の社会保障や保健向上のため運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険加入者の医療に対する支援を行い、安心してサービスを受けることができる環境を整える。</li> </ul>	4
		【特定健康診査・特定保健指導】 住民の健康の維持・増進を図るため、健康診査および保健指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査・特定保健指導の実施により、住民が健康を保つことができ、健康問題に対する早期発見・早期介入ができる。</li> </ul>	4
		【国民健康保険税・負担金の減免・徴収猶予】 保険税や一部負担金の減免・徴収猶予を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請によって国民健康保険税の減免を行うことにより経済的負担の軽減ができる。</li> <li>申請によって国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予を行うことにより経済的負担の軽減ができる。</li> </ul>	4 6
		【医療費貸付】 高額な医療を受給した際の一時的な経済的支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請によって高額療養費または出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該医療費を支払うための資金を貸し付けることにより、経済的負担を軽減できる。</li> </ul>	4 5
		【医療費助成事業】 一定の条件を満たす者・世帯に対しての医療費の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者の医療費の一部を助成することにより、心身障害者の適正な医療機会の確保および経済的負担の軽減を図ることができる。</li> <li>母子・父子家庭に対する医療費の助成によって、安心して医療サービスを受けることができ、対象家庭の経済的負担を軽減することができる。</li> <li>子どもに係る医療費の助成により、子どもの適正な医療機会の確保・子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることができる。</li> </ul>	4 5
		【国民年金事務】 国民年金被保険者資格の適正な管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給権を確保し、住民の健全な生活の維持と向上を図ることができる。</li> </ul>	4
【後期高齢者医療事業】 後期高齢者医療に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療に対する支援を行うことにより、安心してサービスを受けることができることから、生きるための促進要因である。</li> </ul>	7		

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
町民課	環境衛生係	【し尿処理事業】 し尿処理に関する事業運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理により、清潔で快適な生活環境の保全に努め、衛生的な住環境を整備する。</li> </ul>	4
		【塵芥処理事業】 塵芥処理に関する事業運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>塵芥処理により、清潔で快適な生活環境の保全に努め、衛生的な住環境を整備することができる。</li> </ul>	4
	子ども・子育て支援係	【出産育児一時金給付事業】 出産や育児に係る費用を給付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産や育児に係る費用を給付することで、経済的負担を軽減し、安心して出産・育児ができる環境を整える。</li> </ul>	5
		【児童手当支給業務】 子育て家庭に対する手当を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童を養育している人に対して児童手当を支給することによって、子育て家庭等における生活の安定に寄与することができる。また、次世代の社会を担う児童の成長に資する。</li> </ul>	5
		【母子家庭及び父子家庭福祉対策資金貸付事業】 母子または父子家庭に対して貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子家庭を対象に貸し付け事業を行うことにより、対象家庭の福祉の増進を図り、経済的負担の軽減を図ることで生活意欲を高める。</li> </ul>	5
		【保育園運営事業】 保育園の運営と特別保育を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園の運営により、日中保育が必要な児を預かり、就労できる環境を整備している。家庭の経済的な自立の促進と、児の健全な発達を促進する。</li> <li>特別延長保育や一時預かり保育の実施により、多様な育児環境にも対応する。</li> <li>保護者の子育ての時間等の軽減することで、自殺リスクを軽減するとともに、危機的状態にある保護者に対して早期介入する。</li> </ul>	5
		【保育料減免】 所得に応じて保育料の減免措置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料の減免により、経済的負担を減らすことができ、日常生活上の不安感を軽減することができる。</li> </ul>	5
		【子育て支援センター運営事業】 子育て支援センターの運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターの運営により、児の発達の促進を促し、保護者の養育上の不安等について解消する。</li> <li>保護者が集い交流できる場所を設けることで、自殺リスクを軽減するとともに、危機的状態にある保護者に対して早期介入する。</li> </ul>	5
		【児童館運営事業】 児童館の運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童が自由に来館し、遊戯や学習ができる場・機会の提供により、情操を養うとともに健全な発達を図ることができる。</li> </ul>	5
		【放課後児童健全育成事業】 放課後児童クラブの運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業終了後等において適切な遊戯や生活の場を提供することにより、健全な育成を図ることができる。</li> </ul>	5
		保健福祉課	健康増進係	【大郷町地域保健福祉推進委員会】 自殺対策に資する庁内のネットワークを整備・運営する。
【大郷町健康づくり推進協議会】 自殺対策に資する地域のネットワークを整備・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁外の関係機関および民間団体等との連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するため、多角的な視点から自殺対策を協議する。</li> </ul>			1

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
保健福祉課	健康増進係	【自殺対策普及啓発事業】 自殺対策に関する普及啓発活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策に関するポスター掲示や町広報誌への記事掲載などを行う。</li> <li>相談先情報を記載したリーフレットやポケットティッシュ等の啓発グッズを作成し、地域行事等において配布する。</li> <li>相談先情報を掲載したフライヤーを作成し共用施設において、情報の周知を図る。</li> <li>児童・生徒へ学用品による普及啓発を推進する。</li> <li>町広報誌やホームページ等のメディアを活用し、情報の周知を図る。</li> <li>こころの健康づくり講演会・講座を開催し、広く自殺対策について普及を行う。</li> </ul>	2
		【自殺対策に関する人材育成事業】 自殺対策に資する人材を育成し、地域全体で自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲートキーパー養成研修を庁内職員・行政区長・民生児童委員・食生活改善推進員・児童や生徒に関わる人材・住民等に対して行い、自殺対策に資する人材を育成する。</li> <li>ゲートキーパー養成研修修了者については、フォローアップ研修を行い、その資質向上に努める。</li> <li>自殺対策に関する研修や講話について講師派遣を行い、自殺対策に関する基本知識・技術の普及を行う。</li> </ul>	3
		【自殺未遂者支援】 自殺未遂者に対する支援を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺未遂者に対して継続的な支援が行えるよう、警察や消防、医療機関、行政機関との連携や支援の在り方について検討する。</li> </ul>	4
		【自死遺族支援事業】 自死遺族等の遺された人への支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自死遺族交流会等の自死遺族支援に関するリーフレットを配置するなど周知に努める。</li> <li>自死遺族や周囲の人など遺された人に対する支援の在り方について検討する。</li> </ul>	4
		【障がい児・者支援事業】 障がいを抱える方が、地域の中で意欲的に生活できる地域づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障がいを抱える子どもを養育する保護者等の情報交換・学習の場を展開し、不安解消やつながりづくりを進める。</li> <li>障がいのある人が社会的役割を持ちながら意欲的に生活することができるよう、活躍の場づくりを行い、障がいに対する理解促進を図る。</li> <li>精神障がいを抱える方が、社会性を身につけ生活を継続することができるよう精神障がい者社会参加訓練事業を展開する。</li> </ul>	4 5
		【ひきこもり者支援事業】 ひきこもり者に対する支援を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり実態調査を行い、その実態を明らかにし、分析することによって、その支援策を検討する。</li> </ul>	5 6
		【精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）に関する業務】 障害者手帳や自立支援医療に関する事務手続きを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の手続きを支援し、適切なサービス受給を促進する。</li> <li>更新案内時に自殺対策に資するリーフレット等を同封し普及啓発を図る。</li> </ul>	2 4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
保健福祉課	健康増進係	<b>【相談の実施・周知】</b> 多様な問題に対する相談を受け付け、解決や解消につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康に関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関へつなぐ。</li> <li>広域で実施している相談について、周知を行い、保健所等との連携により問題解決を図る。</li> <li>失業者や無職者に対する就労相談やこころの相談を関係機関と連携し実施する。</li> <li>アルコールや薬物等による依存症の相談を実施し、早期に介入することで自殺対策を推進する。</li> <li>電子メールやLINE等のSNSを活用した相談窓口の設置等、若年層が相談しやすい環境構築を検討する。</li> </ul>	4 5 6 7
		<b>【周産期支援事業】</b> 周産期の妊婦や家庭に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性を含めた不妊治療に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図る。</li> <li>妊婦健診時に自殺リスクが高いと思われる人に早期介入し、対策を行うことができるよう、医療機関等との連携を強化する。</li> <li>産前・産後のうつ病対策としてエジンバラ産後うつ病質問票等を活用した評価を行い、うつ病への早期介入を行う。</li> <li>妊娠期から支援が必要な妊婦を特定妊婦とし、大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会等により、支援について検討する。</li> </ul>	5
		<b>【新生児・乳幼児支援事業】</b> 新生児から幼児期にかけて、子どもやその家族に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新生児訪問において、児の発育状態を確認するとともに家庭状況を確認する。</li> <li>乳幼児健診を実施し、児の発育状態を確認するとともに、適切な養育がされていることを確認する。</li> <li>育児相談とおやこのふれあい事業の展開により、育児や子どもの発達に関する問題の早期発見・早期対応を行うことで、育児への不安感の解消を図るとともに、親同士・子ども同士の横のつながりを育む。</li> <li>幼児精神発達相談の実施により、子どもの成長発達過程を支援するとともに、保護者等の養育上の不安・負担の軽減につながる。</li> </ul>	5
		<b>【健康増進普及啓発事業】</b> 健康づくりに関する普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な世代に対して生活習慣病等に関する正しい普及啓発を行い、健康問題を予防する。</li> <li>「健康」を楽しみながら知ることができるよう、健康まつり等のイベントを開催する。</li> </ul>	2 4
		<b>【生活習慣改善・定着に向けた事業の推進】</b> 健康的な生活習慣の定着を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動機能が低下している高齢者や、運動機会の少ない働きざかり世代等に向けて、運動習慣の定着を目的とした事業を展開する。</li> <li>食生活改善推進員等と連携し、食生活を見直すきっかけとなる事業を展開する。</li> </ul>	4
		<b>【健康診査・がん検診・保健指導】</b> 健康診査やがん検診を実施し、疾病の早期発見・治療につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健（検）診の実施により、疾病の早期発見・治療につなげ、健康問題による自殺の対策に資する取り組みとする。</li> <li>糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを検討・推進し、新規人工透析導入患者が減少するよう努め、健康問題や経済問題などによる自殺の対策に資する取り組みとする。</li> </ul>	4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
保健福祉課	社会福祉係	【更生保護制度】 反社会的行為を行った人に対して、社会の一員として更生を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の保護司会の健全な運営を図るため、黒川地区犯罪者予防更生協会に対し負担金を支払う。</li> <li>犯罪者予防更生協会の事業としてゲートキーパー養成研修等を行うことにより、保護司が自殺対策の視点をもって支援することができる。</li> </ul>	3 4
		【社会を明るくする運動】 犯罪等の反社会的行為をなくし、更生保護等に関して正しい知識の普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。保護司や更生保護女性会の方にゲートキーパー養成研修を行うことで、適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる。</li> </ul>	3
		【人権擁護】 人権擁護委員による相談・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者と直接面談することで、生活上の問題等の聞き取りができ、必要な支援につなぐことができる。</li> </ul>	4
		【成年後見制度利用促進事業】 成年後見制度の普及啓発や制度利用者の経済的負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用促進により、不当な契約等から財産を守ることができる。</li> <li>申請者や親族等と面談することで、生活上の問題を聞き取りができ、必要な支援につなぐことができる。</li> </ul>	4
		【生活保護制度】 生活が困窮している人に対して必要な保護を行い、自立を助長する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活が困窮している人から生活相談を受けることで、生活上の問題等の聞き取りができ、必要な支援につなぐことができる。</li> </ul>	4 6
		【生活困窮者自立支援事業】 生活が困窮している人に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活が困窮している状態にある人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業により、相談段階から様々な個別支援を提供する。事業を委託している宮城県南部自立相談支援センターとも細やかな連携を取り対応する。</li> <li>離職や自営業を廃業した人で、就労能力および就労意欲がある人のうち、住宅を喪失または喪失のおそれがある人に対して、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供する。</li> <li>雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を集中的かつ計画的に支援し、就労促進を図る。</li> <li>家計の状況を見える化し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行い、多重債務等からの生活再建を図る。</li> </ul>	6
		【食糧確保支援】 生活が困窮している人等に対して一時的な食糧支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県南部自立相談支援センターやNPO法人、社会福祉法人等と連携し、フードバンク等による一時的な食糧確保支援を行い、生きるための促進要因とする。</li> </ul>	6
		【生活福祉資金の貸付】 生活に困窮している世帯に対する資金貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者や高齢者世帯、障がい者世帯の生活を経済的に支え、在宅福祉や社会参加の促進を図る。</li> </ul>	6
		【障害福祉計画策定事業】 障害者総合支援法に基づき計画策定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の運用により、障がい者（児）福祉の向上に努める。</li> <li>福祉計画と自殺対策計画のすり合わせによる施策展開により施策の充実を図る。</li> </ul>	4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
保健福祉課	社会福祉係	【障害支援区分認定調査】 障害福祉サービスに関する障害支援区分の調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>面談による調査のため、本人や家族が持つ悩みに気づく機会が得られる。生活状況の聞き取りにより、適切な支援に結びつけることができる。</li> </ul>	4
		【相談支援給付事業】 障がい者・児の生活相談や適切な福祉サービスの提供を図るための相談支援業務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者（児）の適正で適切なサービス利用につながるため、相談支援業務を行う。計画立案を通じ日常生活の様子について確認することで、自殺対策につながる問題や課題への早期介入を行うことができる。</li> </ul>	4
		【障害福祉サービス費給付事業】 障がい者の生活を支援するため、訪問系・日中活動系・居住系等の障害福祉サービスについて支給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の訪問系・日中活動系・居住系等のサービスを提供することにより、地域で安心して暮らすことができる環境をつくる。</li> <li>申請時には家庭状況を把握し、生活の困難感を確認することができる。サービス受給の際には相談支援事業所等の関係機関が介入するため、重層的な支援が提供され、生きるための促進要因となる。</li> </ul>	4
		【障害児通所給付事業】 障がい児の養育等を支援するため、保育所等訪問支援や放課後等デイサービス等の支給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援によって、障がい児の自立支援を図ることで、児の健全な発達と介護者の負担軽減を図ることができ、生きるための促進要因となる。</li> <li>申請時には家庭状況を把握したり、生活の困難感を確認することができる。サービス受給の際には相談支援事業所等の関係機関が介入するため、重層的な支援が提供されることとなり、生きるための促進要因となり得る。</li> </ul>	4
		【補装具給付事業】 補装具の給付を行い、日常生活上の負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補装具（義肢、車椅子等）の給付により、日常生活における課題を解消し、地域で安心して暮らすことができる。</li> </ul>	4
		【在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業】 一定の条件を満たす在宅酸素療法を利用する人に対して助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅酸素療法を必要とする人の経済的負担を軽減することで、在宅生活を継続することの一助となる。また、申請時には生活環境等の聞き取りを行うため、自殺対策に向けた支援へつなげることができる。</li> </ul>	4
		【虐待対応・周知】 児童、障がい児・者に対する虐待について、迅速・適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待への対応を通じて、当事者や家族等を支援することで、背景にある様々な問題を把握し、適切な支援を行う。</li> </ul>	4
	長寿・介護係	【生活相談】 毎月2回、民生児童委員による生活相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に関する相談を受けることができ、相談者の問題整理や課題解決につながる可能性がある。</li> </ul>	4
		【ふれあいの家心郷】 高齢者の交流や生きがいづくりの場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の健康保持および教養の向上を図り、老人福祉の増進を目指す。</li> <li>生きがいづくりのために囲碁やカラオケ、健康増進のために看護師による健康相談を行う。高齢者同士の交流の機会となり、閉じこもりの防止や社会参加のきっかけとなる。</li> </ul>	7

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
保健福祉課	長寿・介護係	【健康長寿対策事業】 高齢者の生きがいづくりや健康増進の機会の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>体操や体力測定による自身の状態の振り返り、管理栄養士による栄養指導、歯科衛生士による口腔体操や機能チェック、頭の体操等複合的に実施することで、健康問題や孤立の予防につながる。</li> </ul>	7
		【地域包括支援センター運営事業】 地域包括支援センターの運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の総合相談の窓口である地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託運営し、各種介護福祉サービスの調整を図り、安心な生活を守る。</li> </ul>	7
		【介護認定調査】 要介護等認定申請者に対して、訪問等による面接調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護を要する方への調査を行うため、支援している家族の身体的・精神的負担を聞き取る機会にもなり、自殺リスクを早期に発見し、必要な支援へつなげるきっかけとなる。</li> </ul>	7
		【介護予防・生活支援サービス事業】 通所型サービスや訪問型サービスの提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)や要支援認定者に対して、介護予防を目的として日常生活上の支援および機能訓練など、自立支援に資するサービスを提供する。</li> </ul>	7
		【老人保護措置事業】 65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の施設入所措置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・経済的な理由により、在宅で生活することが困難な対象者を適切な環境で生活することができるように保護する。</li> <li>養護老人ホームへの入所される方は家庭での課題を抱えているケースが多い。手続きの中で、本人や家族等から問題状況等の聞き取りを行うことで、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげることができる。</li> </ul>	7
		【配食サービス事業】 一人暮らし高齢者等へ食事提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅要援護高齢者や一人暮らし高齢者、障がい者に対して安否確認と食事の確保をねらい実施することで、生きるための促進要因となる。</li> </ul>	4 7
		【軽度生活援助事業】 要介護認定を受けていない高齢者へ軽易な生活支援を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定を受けていない概ね65歳以上の高齢者に対して訪問介護員による軽易作業を提供することで、孤立を防ぐとともに生活の質の向上につなげる。</li> </ul>	7
		【高齢者生きがい対応サービス事業】 高齢者の集いの機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定の有無によらず、高齢者が集い交流をすることによって、閉じこもりの予防や社会参加の機会となる。また、送迎車の運行により、参加しやすい環境を整備しており、生きるための促進要因となる。</li> </ul>	7
		【生活支援体制整備事業】 住み慣れた地域での生活を続けられるよう、支援体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度な支援を必要とする高齢者に対し、多様な生活支援サービスが提供される体制を整えるため、社会福祉協議会に地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)を配置し、情報共有・連携強化の場としての協議体を設置する。</li> </ul>	4 7
		【在宅介護者のつどい】 介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅において要介護状態にある方や障がいのある方の介護・介助・看護を担っている人の身体的・精神的な負担軽減を図るため、連絡会や交流事業を行う。</li> </ul>	4 7
【ひとり暮らし高齢者緊急通報システム設置事業】 緊急通報システム設置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人暮らし高齢者等に対して、突然の身体の異常など緊急時に救急要請を行えるシステムを設置することによって、安心して安全な生活を送れるよう支援する。</li> </ul>	7		

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
保健福祉課	長寿・介護係	【家族介護用品支給事業】 寝たきり、または認知症を患った高齢者等に対して介護用品券を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護用品券の支給により、経済的な負担を軽減し、介護者と被介護者の生きるための促進要因とする。</li> <li>引換券配布は民生児童委員が担うことで、往訪時に介護者の状況確認や、家族状況を把握することができる。適切な声掛けや情報提供による連携によって、支援が必要な人に対する早期介入を行うことができる。</li> </ul>	7
		【認知症サポーター等養成講座】 認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や職域において認知症サポーターを養成し、認知症を患った人や家族を支援するための地域づくりを推進することによって、社会的な孤立を抑制する。</li> </ul>	3 7
		【認知症総合支援事業】 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を設置し、認知症を患っても地域で暮らし続けられるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症が疑われる人や認知症を患った人で、通院や介護サービスの利用がない人を対象に、必要に応じて本人や家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポートなど初期支援を専門チームが行う。</li> <li>認知症地域支援推進員の設置により、認知症支援の窓口を広げ、認知症を患っても地域で暮らせるよう支援する。</li> </ul>	4 7
		【老人クラブ・連合会活動補助事業】 高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の意欲的な活動を支援することで、生きがいの創出を図ることができる。高齢者同士の横のつながりにより、見守りや声かけを展開する。</li> <li>老人クラブや連合会において自殺対策につながる講話等を実施することにより、普及啓発を図る。</li> </ul>	2 7
		【シルバー人材センター運営補助事業】 シルバー人材センターの運営に係る補助金支給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定年後の役割喪失による社会からの孤立を防ぎ、これまでの経験を活かし社会貢献の取り組みをしていくことができる。</li> <li>サービスを提供される側の層も広がり、それぞれの促進要因となり得る。</li> </ul>	7
		【在宅医療・介護連携推進事業】 医療と介護の連携に向けた課題の把握、検討、課題解決の取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携に必要な医療と介護の顔の見える関係づくりや連携のしやすい環境の整備を行うことで、地域課題の解決していく中で強みとなる。</li> </ul>	1 4 7
		【虐待対応・周知】 高齢者に対する虐待について、迅速・適切に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待への対応を通じて、当事者や家族等を支援することで、背景にある様々な問題を把握し、適切に支援する。</li> </ul>	7
農政商工課	農政係	【農業経営基盤強化資金利子助成事業】 農業経営のための資金に係る利子に対して助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営のための資金の利子助成を受けることにより、経済的な負担を軽減し、農業経営の改善と持続可能な農業へつなげることができる。</li> </ul>	4
		【農業振興事業補助金】 農作物の病害虫等の防除に対し補助を行う。特産物の栽培振興等について補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物の病害虫防除や野鼠駆除対策について、補助することにより、農家・農産物の安心安全を確保する。</li> <li>特産物の栽培振興・奨励支援について支援することにより、農業経済の活性化を図る。</li> </ul>	4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
農政商工課	農政係	【農業振興補助事業】 収益性の高い農業を推進するための総合的な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手や農業生産法人等の生産活動に対する援助を行うことにより、農業の活性化を図る。</li> </ul>	4
		【多面的機能活動組織交付金】 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を適切に保全し、住民同士のつながりも生み育む。</li> <li>自殺対策の視点をもって活動することによって、各組織との連携をとることができる。</li> </ul>	4
		【人・農地問題解決加速化支援事業補助事業】 地域の中心となる経営体の育成・確保に関する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営の法人化、集落営農の組織化の取り組みによって農業の競争力や体質強化を図り、持続可能な農業を確立する。</li> </ul>	4
		【経営所得安定対策事業補助事業】 戦略作物の作付け等、水田を活用する事業に対して補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略作物の作付け等、水田をフル活用することにより食料自給率・食糧自給力の向上を図る。これにより農業経営の安定化を図ることができる。</li> </ul>	4
農政商工課	商工観光係	【農産物・農産加工品・地場農産物活用品PR・販売事業】 農産物や農産加工品、地場産品のPRや販売活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の農産物や農産加工品、地場産品のPRや販売活動によって、町に対して関心を向ける人を増やすことができる。また、生産者の意欲向上にもつながり、生きるための促進要因となる。</li> </ul>	4
		【縁の郷施設管理事業】 縁の郷の施設管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市と農村の交流を深める農業体験の振興を図り、関係人口の増加をねらう。</li> </ul>	4
		【物産館運営事業】 物産館の運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>物産館の運営により、地場産品の振興と地域産業の活性化を図る。道の駅を観光拠点として整備することで地域活性につながる。</li> </ul>	4
		【経営・労働相談】 経営や労働に関する相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会によって行われる専門相談員による法律、融資、税務、経営などの相談指導などと連携し、適切な支援を行う。</li> <li>労働基準監督署によって行われる労働時間等に関する相談と連携し、適切な支援を行う。</li> </ul>	4 6
		【くろかわ商工会助成経営改善普及事業】 管内商工会事業に対する助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会に対する支援を行うことで、中小企業者の育成や経営改善を図ることができ、経営基盤の安定と就労継続の基盤をつくることことができる。</li> </ul>	4 6
		【小規模事業者経営改善資金融資利子補給】 小規模事業者の経営改善に資する融資利子の補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業者の経営改善のための資金融資利子分の補給により経済的負担を軽減し、経済的基盤を確立することができる。</li> </ul>	4 6
		【商店・事業主支援業務】 商業基盤の強化や商業の振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会等に自殺者対策に関する相談先リーフレット等の設置を働きかけることにより、自殺対策ともなり得る。</li> </ul>	2
		【農業生産法人等の生産活動推進】 農業生産法人等の担い手の経営基盤強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>J A等の営農関係機関、金融機関、農機販売会社等に自殺者対策に関する相談先リーフレット等の設置を働きかけることにより、自殺対策ともなり得る。</li> </ul>	2
【まちおこし協議会補助事業】 まちおこし協議会に対して補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちおこし協議会の運営を補助することにより、地域活性に寄与し、住民の生きるための促進要因となる。</li> </ul>	4		

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
農政 商工課	商工 観光係	【消費生活相談室運営事業】 消費生活相談室を設置・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪徳商法等による消費者被害を防止し、健全な消費生活環境の維持を図ることができる。</li> </ul>	4
		【割増商品券発行補助事業】 割増商品券の発行に対する補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>景気低迷に対する消費刺激として割増商品券の発行に対する補助を行うことで地域活性につながる。</li> </ul>	4
		【町立公園維持管理業務】 町立公園の景観環境保持と安全利用に向けた管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町立公園の維持・管理を行うことで、子どもをはじめとする住民の交流の場となり、居場所としての役割を果たす。</li> </ul>	4
地域 整備課	管理係	【公営住宅建設維持管理事業】 公営住宅の管理事務・公募事務、居住機能の維持・修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅の居住者や入居申込者は低収入など生活面で課題や不安を抱えるため相談窓口となり得る。</li> <li>公営住宅の補修や修繕、建設により、居住者が住みよい環境を整えていく。</li> </ul>	4 6
		【公営住宅使用料徴収業務】 公営住宅の使用料の管理や徴収を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃徴収にあっては滞納管理や生活困窮状態、生活状況などを確認することで、居住者にとっての有効的な窓口となる。</li> </ul>	6
	建設係	【道路交通機能・維持改善業務】 道路機能を健全に保ち、生活基盤の根底にある物流の円滑化を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路パトロールを実施し、町道の損傷状況について補修・改善を行うことで、安心して利用することができる環境を整備できる。また、パトロールに際して管理区域内に滞留する者に声をかける。</li> <li>道路照明灯の修繕を行うことで、安心して道路交通を行うことができるとともに、治安確保につながり生きるための促進要因となる。</li> </ul>	4
		【河川維持管理業務】 河川機能を維持し、流域の健全な流域機能を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川機能を維持し、自然災害時にもその被害の拡大を予防できる河川事業を展開する。また、河川パトロール時に河川域内に滞留する者に声掛けを行う。</li> </ul>	4
		【木造住宅耐震改修補助】 木造住宅に対する耐震改修について補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で快適な住環境の整備のため、旧基準建築木造住宅に対して耐震化を促進することにより、経済的負担の軽減、自然災害等による被害の減少を目指す。</li> </ul>	4
		【災害復旧工事事業】 災害によるインフラ設備の復旧を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害等による損なわれたインフラ機能を復旧することで、安全で安心できる生活に連続性を持たせることができる。災害時の速やかな対応により、生きるための促進要因となる。</li> </ul>	4
	上下 水道 管理係	【上下水道メーター検針】 検針員による水道メーターの検針を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検針員による毎月の検針訪問により、生活環境等の情報について共有することができ、自殺対策に資する。</li> </ul>	4
		【上下水道使用料徴収】 上下水道使用料に関する管理・徴収を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料滞納者については、失業や困窮等の生活上の問題がある可能性があり、生活状況の確認を行うことができる。給水停止対象者は、職員訪問時に生活環境の確認を行い、適切な相談先へ情報を共有することができる。</li> </ul>	4 6
	上下 水道 建設係	【上下水道設備・管整備・運営】 水道設備・水道管等の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道設備・水道管等の管理により、安定した水道水の供給を行うことで、安心・快適な生活を促進することができる。</li> </ul>	4
		【合併浄化槽新設・維持管理業務】 個別合併処理浄化槽の毎月点検・維持管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検者による毎月の検針訪問により、生活環境等の情報について共有することができる。</li> </ul>	4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
学校教育課	教育総務係	【教育委員会運営】 町内幼稚園・小中学校の統括を行う。各種教育事業の運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各教育課程との連携を密にすることで、児童・生徒のみならず教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握できる。必要に応じて適切な支援につなげる等の対応を取ることに理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につながる。</li> </ul>	3 5
		【学校施設維持管理業務】 園舎・校舎に必要な施設の増改、補修を適切に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎・校舎の環境整備を行い、安全に学校生活を送ることができるよう対策を講じる。</li> </ul>	5
		【通園・通学バス運行管理】 通園や通学に利用するスクールバスの運行管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス内での児童生徒の様子に留意することで、いじめやそれに起因する自殺の防止につながる。</li> <li>保護者の送迎負担の軽減ができる。</li> </ul>	5
		【教職員研修の推進】 教職員の研修及び研究について実施、支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員に対する研修により職員自身のメンタルヘルスを客観的に把握できる。必要に応じて適切な支援につなげる等の対応について理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につながる。</li> <li>相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童・生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。</li> </ul>	2 3 5
		【奨学資金貸付事業】 高等学校以上の学校に入学・在学する希望者に対して奨学資金の貸付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学資金の貸付にあたって対象となる学生の家庭状況やその他の生活上の問題等について把握することで、経済的な負担の軽減だけでなく、関係機関との連携により包括的な支援を行うことができる。</li> <li>支給対象学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。</li> </ul>	2 5
	学校教育係	【いじめ対策】 個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート等を通じていじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう SOS の出し方教育を推進する。</li> <li>いじめ対策や自殺対策に資するパンフレットやリーフレットを配布することで、いじめにあった際の相談先の情報を周知できる。</li> </ul>	2 5
		【不登校対策】 不登校児童・生徒、その保護者に対する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室を設置することで、児童・生徒の教育の機会確保と社会性の保持につながる。</li> <li>不登校児童・生徒の集団再適応や自立を援助する学習・生活指導等の実施によって、個人に合った教育を受けることができ、生きるための促進要因となる。</li> <li>不登校児童・生徒の保護者に対する相談活動を行うことで、保護者の不安を解消することができる。</li> </ul>	5
		【SOSの出し方教育の推進】 児童・生徒が危機に面した際に助けを求められることができるように教育を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒を対象に、保健師または養護教諭、教職員を講師とした授業を実施し、助けを求められることができる方法の習得と環境の整備を行う。</li> <li>SOS の出し方に関する教育の実施により、児童生徒のみならず保護者や教職員に対する自殺対策を推進する。</li> </ul>	3 5
		【スクールカウンセラー事業】 学校へスクールカウンセラーの設置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校にスクールカウンセラーを配置することで、児童・生徒の抱える問題から家庭状況等を把握することで、児童・生徒のみならず家族の自殺防止に寄与する。</li> </ul>	5

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
学校教育課	学校教育係	【スクールソーシャルワーカー活用事業】 学校でのスクールソーシャルワーカーの活用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した包括的な支援を行うことにより、児童・生徒、その保護者の自殺対策に寄与する。</li> </ul>	5
		【幼小中一貫教育推進】 幼稚園・小学校・中学校の連携により、児童・生徒の学校生活へのスムーズな適応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小学校、中学校間で、児童・生徒の家族の状況等も含めて情報を共有し、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。</li> </ul>	5
		【入学準備支援事業】 次年度に小学校・中学校に入学する児童・生徒を対象に体操着等の支給を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給にあたっての申請により各家庭の現状を把握することができ、経済状況の把握にもつながることから自殺対策に資する。</li> </ul>	5 6
		【就学援助費助成事業】 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒の中には、その他にも様々な生活上の困難を抱えている可能性が考えられることから、実態を把握することにより児童・生徒のみならず、家庭の自殺対策に資する。</li> </ul>	5 6
		【特別支援教育就学奨励金事務】 特別支援学級在籍者の保護者に対して学用品費等の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な生活上の困難を抱えている可能性が考えられることから、実態を把握することにより児童・生徒のみならず、家庭の自殺対策に資する。</li> </ul>	5
		【教育支援審議会】 特別な支援を要する児童・生徒に対し、一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細やかな相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を要する児童・生徒とその家庭の現状を把握することで自殺対策に資する。</li> </ul>	5
		【特別支援学級児童援助事業（特別支援連絡協議会）】 特別支援学級在籍者に対し、適切な指導、教育を行うため情報の共有を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を要する児童・生徒とその家庭の現状を把握することで自殺対策に資する。</li> </ul>	5
社会教育課	社会教育推進係	【青年団活動支援】 補助金交付や活動場所の提供によって青年団の活動支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活躍する青年が、地域貢献活動を通してつながりをつくり、自己肯定感を高めることができる。</li> <li>青年団の活動拠点を提供することにより、人と人が交流する場所や機会を創出できる。</li> </ul>	4
		【子育てサポートチーム事業運営】 子育て支援を行うチーム運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ママカフェの開催により、子育て中の保護者の交流と憩いの機会を創出することで、参加者の不安やストレスの軽減を図ることができる。</li> <li>新しい出会いや学びを通し、同じ境遇の仲間とつながることができるため、孤立を防ぐことができる。</li> </ul>	5
		【小学生体験学習事業】 小学生の体験学習を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然体験、団体行動、KYT研修、仲間やジュニアリーダーなど多くの人とのふれあいを通して、自己肯定感を高め、豊かな人間性の育成に寄与することができる。</li> </ul>	5

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
社会教育課	社会教育推進係	【ジュニアリーダー育成事業】 中学・高校生の少年リーダーの活動・育成支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダーとして学び、地域で活躍することにより、異年齢の様々な人と関わることによって仲間づくりを促進し、地域貢献によって自己肯定感の高揚を図ることができる。</li> <li>リーダーが自殺対策について学ぶことにより、中学生・高校生における自殺対策に資する取り組みが展開される。</li> </ul>	3 5
		【シニアリーダー育成事業】 ジュニアリーダーや青年団等の活動・育成を支援するシニアリーダーを育成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>シニアリーダーとして地域で活躍する人に向け、自殺対策について学ぶ機会を設けることにより、自殺対策に資する人材を育成できる。</li> </ul>	3
		【放課後子ども教室】 小学生の放課後における学習・体験教室を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が児童と関わることにより、地域における縦のつながりができ、多世代交流の機会ともなる。</li> <li>地域住民が自殺対策に関する知識を習得することで、児童が発する SOS に気づき、適切な対応を行うことができる。</li> </ul>	3 4 5
		【学校教育活動支援】 スクールバス乗降支援等の各種ボランティアの派遣や英語学習支援講師の派遣を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に開かれた学校を目指し、学校教育活動において地域住民が積極的に関わることで、児童・生徒を地域で育むことができる。</li> <li>各種ボランティアなど、児童・生徒に関わる人材育成を図るため、児童・生徒との関わり方など、自殺対策に資する学びの機会を設ける。</li> </ul>	3 5
		【家庭教育支援】 子育て中の保護者と子どものふれあいや学び、仲間づくりの講座を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の保護者と子どものふれあいや学びの機会の提供により、健全な子育て環境をつくる。</li> <li>子育て中の保護者同士での仲間づくりや学び、憩い等の機会をつくることで、自殺対策に資する取り組みとする。</li> </ul>	5
	生涯学習支援係	【文化協会運営・所属団体支援】 町文化協会の事務局として活動・運営を支援する。 町文化協会所属団体の活動活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術・文化の関わり、その普及・向上に向けた活動によって、生きがいづくりや仲間づくりにつながる。</li> <li>活動に関わる異世代間で交流することにより、地域とつながることができ、孤立を予防する。</li> </ul>	4
		【秋まつり】 生涯学習の成果発表の機会を設置・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体・個人の発表や作品展示を通して、趣味ややりがいを見つけるなど、新しい学びの発見や仲間づくりに寄与する。</li> <li>自殺対策等について、展示などの方法で住民に情報提供の機会を設ける。</li> </ul>	4
	スポーツ振興係	【体育協会団体・スポーツ少年団支援】 体育協会所属の各種団体・各種スポーツ少年団の活動について支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツを通して、様々な人々との交流の場と、仲間づくりや趣味・生きがいを見つける機会を設けることができる。</li> </ul>	4 5
		【指導者研修】 スポーツ少年団等の指導者に対して研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者に対する研修において、児童・生徒等との関わり方を学び、実践することによって児童・生徒の変化や SOS に気づくことができる。</li> </ul>	3 5
		【各種大会・教室の開催】 スポーツに関する大会や教室の開催・運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツを通して、様々な年齢の人々との交流の機会を設け、仲間づくりや趣味・生きがいを見つけることができる。</li> </ul>	4

課	係	事業名・事業概要	「生きる支援」実施内容	該当施策
中央公民館	管理係	【図書室管理】 中央公民館の図書室の管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰でも来室できる空間として居心地の良い居場所づくりを行う。</li> <li>自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、普及啓発ポスターの掲示や図書コーナーの設置を行う。</li> </ul>	2 4
	事業係	【分館長研修推進事業】 分館長に対する研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の分館を管理する分館長に対して、ゲートキーパー養成研修等の研修を行うことで、地域での支え手として自殺対策に資することができる。</li> </ul>	3
		【生涯学習事業】 各種講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習の機会として、性別や世代などの枠を越えた講座を開催する。個々の趣味の幅を広げ、意欲的に日常生活を送るきっかけとすると同時に、縦横のつながりを育むことができる。</li> </ul>	4
		【成人式事業】 成人式の開催・運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人式において、自殺対策に関するリーフレット等を配布することで、若年層に対する自殺対策の普及啓発を行う。</li> </ul>	2
		【コミュニティ推進協議会支援事業】 大松沢コミュニティ推進協議会・ふれあいセンター推進協議会への支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ事業を推進することで、地域の活性化を図り、住民同士のつながりや支え合いを推進することで自殺対策に資する取り組みとなる。</li> </ul>	4
幼稚園	【就園に関する事務】 特別に支援を要する児に対し、一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を要する児は、幼稚園生活上で様々な困難を抱えることがあり、それぞれの状況に応じた支援を関係機関が連携し対応することにより、自殺対策に資する。</li> <li>児の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図る。</li> </ul>	5	
センター	学校給食	【学校給食管理業務】 学校給食における管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安心できる学校給食の提供により、児童・生徒が学校生活を豊かに過ごすことができる。</li> </ul>	5
町議会	議事係	【議会運営】 議員活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員活動を通し、地域住民と密接対応する中で、一早く変化をキャッチするよう意識改革を行う。また、自殺対策啓発の一環として、地域に根差した活動を推進する。</li> </ul>	3 4
農業委員会	庶務係	【農業委員会運営業務】 農業委員会の運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の売買、使用貸借等の権利移動や農地転用等に関して適正に業務実施することで、農業者の権利を保護する。</li> <li>農地を所有していることによる経済的困窮も考えられ、地区の農業委員・推進委員が相談を乗ることがあるため、気づき・つなぎ役となって自殺対策につなげることができる。</li> </ul>	4 6
		【農業者年金事業】 農業者年金への加入促進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者年金への加入促進を図り、適切に事務を展開することによって加入者の老後の生活安定と農村福祉の向上に寄与することができる。</li> </ul>	4
委員会	選挙管理	【選挙管理事務】 町政・県政・国政等の選挙等に関する事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な選挙事務を通じて選挙を執行することで、民主主義を尊重し生きるための促進要因とする。</li> </ul>	4
	監査委員	【行財政監査】 行財政の運営について監査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の行財政運営が適正に行われているかを監査し、住民にとって不利益のない行財政運営の推進に寄与する。</li> </ul>	4

## 2 自殺対策基本法（2016（平成28）年4月1日改正）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

## (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

## (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## (関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## (名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

## (法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## (年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

##### (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

##### (会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

##### (施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### 3 自殺総合対策大綱（概要）

## 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
- 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

#### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

## 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- 自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

#### 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（**SOSの出し方に関する教育の推進**）
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

#### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（**革新的自殺研究推進プログラム**）
- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連動
- ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

#### 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する**大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進**
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

#### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

#### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

#### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・**ひきこもり、児童虐待、性別・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性別マイノリティに対する支援の充実**
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

#### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を持つ医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

#### 9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の**総合的な支援ニーズ**に対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

#### 10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

#### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもの**自殺の予防**
- ・**学生・生徒への支援充実**
- ・**SOSの出し方に関する教育の推進**
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

#### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

## 4 大郷町地域保健福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域共生社会の実現に向けて、行政組織内部における地域保健福祉の統轄的かつ総合的な推進と調整を図るため、大郷町地域保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野及び地域保健分野に関し、共通して組織横断的に取り組むべき事項に関すること。
- (2) 上記に掲げる事項を推進するための関連施策、及び地域福祉政策並びに地域保健政策各般の総合的な推進と調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副町長又は教育長をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、課長・局長等の管理職、及び乳幼児総合教育施設長をもって充てる。

(調整会議)

第4条 委員会の会議（以下「調整会議」という。）は、委員長が招集し、かつ議長となって議事にあたる。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長が適当と認めるときは、委員に対する回議をもって代えることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、調整会議において委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この訓令は、平成30年10月9日から施行する。

## 5 大郷町健康づくり推進協議会規則

昭和53年9月26日

規則第4号

注 平成2年6月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、大郷町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、町民の健康づくりに関する事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内を以って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関を代表する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 地区衛生組織を代表する者
- (4) 学校、事務所等を代表する者
- (5) 学識経験を有する者

(平7規則23・一部改正)

(役員)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。会長、副会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を設けるものとする。

2 部会は、会長が協議会に諮って当該委員を決定する。

(平2規則9・追加)

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平2規則9・旧第6条線下)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において所掌する。

(平2規則9・旧第7条線下、平7規則23・平14規則8・平22規則9・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

(平2規則9・旧第8条線下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定に拘らず、昭和55年3月31日までとする。

附 則 (昭和55年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年規則第23号)

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第8号) 抄

(施行期日)

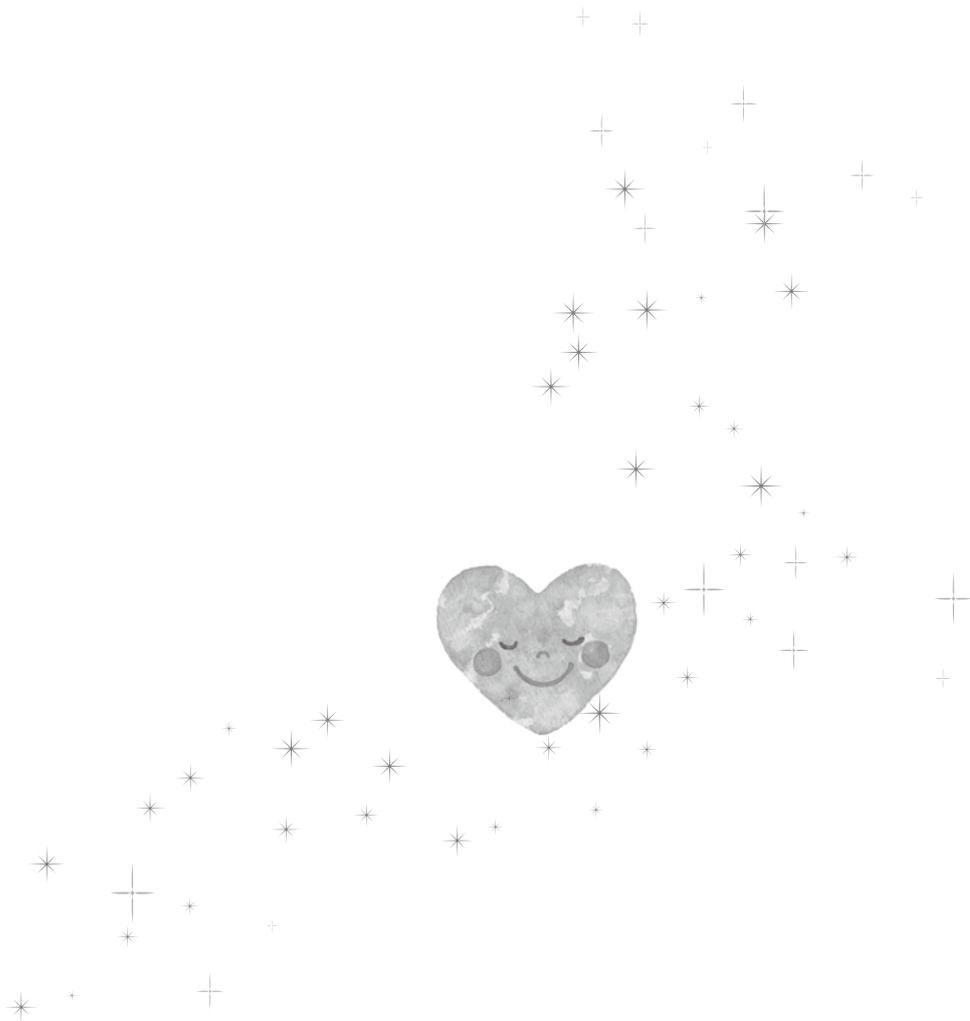
1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第9号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。





## 大郷町いのち支える自殺対策行動計画

つながり 支え合い 活かし合う いのち輝く大郷町

---

2019年3月

発行 大郷町 保健福祉課

〒981-3592

宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8

TEL 022-359-5507

FAX 022-359-3287

URL <https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/>

---

